

○弘川委員長＝ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部

提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○藤木委員＝おはようございます。今から三問について手身近に質問させていただきたいたいと思っております。一つは鳥獣被害対策、一つは農業用機械に関する大型特殊自動車免許の取得について、一つは佐賀県中小企業生産性向上支援補助金及び佐賀県多様な人材確保環境整備補助金について、この三点についてあります。

まず、鳥獣被害対策についてということになります。

この鳥獣被害対策は、二十数年、鳥獣保護法の世界から脱して有害鳥獣の自衛駆除という概念を喪失して、農水省を挙げて、本県は、そのモデル地域として全国に発信した歴史あるというか、伝統ある鳥獣被害対策の元締のような、モデルのような県がありました。

このことについて私も要所、要所においては随分議論させていただきました。幼獣に対する費用、金額を上げていただいたことで、ある程度、幼獣を捕れば結果的に相当程度よい影響があるだろうということで、この議論については、私の問題意識ということでは、今の段階ではなかつたんです。

和の問題意識といふことでは、この段階ではまだかんたんに、

アライグマによる鳥獣被害があつてミカンが取れないというようなことになれば、もうミカン農家は廃業すると、もう周囲も廃業したし、私も廃業すると、こう言われて私のほうに問題意識を投げかけられた方がおりました。至つて深

刻な話でもございますので、現場に行つて、様々に思うことがやつぱりありますね。みんなの話を聞いて改めて現場に行つて思うこと也有つて、今回の質疑ということになつたわけであります。

が知るミカン園だつたものが、数年もすれば、もうすごいことになつています。そういう状況の中で、みんなが廃園していく中にぽつねんと園地があつて、イノシシのすみかになつていてるであろう隣の園地、隣の園地、そういうつた隣接する園地からの攻撃を必死に食い止めるためのワイヤーメッシュが細々とというような感じでした。

その農家の方は、プロのミカン農家の方で、賞状もいっぱい持つておられるような、生産性の非常に高い、良質なミカンを生産する優良ミカン農家、ミカンの技術者であります。だから、長らく続けてきたし、みんながやめても自分は続けてきたんだろうけれども、ミカンの作況とか後継者不足とか、そういう内的要因ではなくて、鳥獣被害の影響を受け続けることに耐えかねてミカンを廃業するというふうに決めていると、今年、取られることになればと。

しかし、見ていて思うんだけれども、ここが大切なことです。農業全般について言えることだと思うけど、畑作のプロ、日本一のキュウリづくりのプロであっても、米づくりのプロであっても、ミカンづくりのプロであっても、ワイ

ヤーメツシユ設置のプロではない。イノシシの生態の研究者でもなければ、イノシシ、アライグマの生態等、これを捕獲する技術を持つたプロではない、あくまでミカンづくりのプロであるということ。

そういうことを踏まえて、とにかく国、県及び市、もしくは農協団体、そういったところが、ミカン園、果樹園を守るために、公金によつてこれを守り、救済しようという意思を現実に今持つていらつしやる。だとすれば、もっと個別具体的に、より合理的に、効率的に、きちんと農家のミカン防衛、ミカンという製品を守るための措置に、もっと合理的に、効率的につながるような施策は何かということを、現地の目線を見て考えていく必要性もあろうかと私は思つています。

そういうこともあつて、今回、質問に及ぶことに決めたということであります。まず、一点がそうです。

あと、前語りのほうで先に言つておきますけれども、鳥獸の被害というのは、中山間地におけるイノシシ及びアライグマ等だけではなくて、麦作におけるカモ被害も同じであります。ここは農林水産部の皆さんのが目の前におられるので当然お分かりと思うけど、うちの「さがびより」にしても、「夢しづく」にしても、麦でいったらシロガネコムギにしても、あれは有機的な粒です。自然の中における粒のよう一見見えるけれども、あれは計算された製品です。技術の粋を集めた商品そのものです。積算温度が幾らなければならないとか、いつに植えなければ、この種の製品としての価値を発現するためには、いつまでに植えておかなければならない、いつ刈り取らなければならぬとか、肥料はどれくらいやらなければならぬし、消毒は何回しなければならぬ、そういう仕様の決まつた工業製品と、ほぼほぼ同じです、有機的な物であるというだけで。

その試験研究の成果において市場に出している種、つまり工業製品のように製品化された種、それがシロガネコムギの種という粒です。ありとあらゆる研

究員たちのたゆまぬ努力の成果がそこに詰まつています。だから、どうしても十一月の、例えば第二週から第四週までに植えなければならない。そして、それを何月何日までにと決まつた様式に従つてやらないと、結果的にその種がもたらす最大パフォーマンスは手に入れることができないと仕様特記の中に書いてあります。

それを一生懸命、十一月の例えは二十日までに植えたとしてもカモに食べられてしまふ、根までカモは食べないので、葉が全部食べられてしまつた後に、根がある以上は第一葉、第二葉が成長するということになります。それは結果的にいつかということになると、一月中旬ぐらいに葉が生えそろつてきます。で、また食べられます。

結果的に私たちの見る佐賀平野の五月中旬の姿は、もう麦畠、麦秋です。どこへ行つても美しい麦畠が広がつています。でも、それは鳥の目、鳥瞰的な視座で見ると美しい佐賀平野が、耕作放棄地もなくすばらしいと、みんなが思う。しかし、これを虫の目、分析的にこれを見るということになると、ほぼほぼ製品にならない麦の穂にすぎない圃場は幾らもあります。つまりカモに食われたものは、製品特記上の狂いが生じているので、それは植生として麦がなつていてるにすぎず、製品としての、商品価値がある麦にはならない。

収穫した後、もみをすつて製品化するプロセスにおいて、左打ちというんですか、下のほうから劣化品として出てくる、くず麦として出荷するしかない麦。その麦のことごとくはカモにやられて、製品の仕様書に完璧な狂いが生じたもの、全てがそうであるということ。だから、狂いを生じさせないためにはどうするか。その外的要因であるカモという鳥獸被害をいかに防ぐかということに尽くるということであります。

そういう意味においては、鳥獸被害の問題というのは、品種は確かに変わりますが、山間地であれ、平野部であれ、同じように農家という存在は、業界は、

今、人間以外の種、動物に、鳥獣の攻撃を受けながら、必至こいて農業をやつてているという姿、これを認めています、政府も、県も、市も、農協も。公的にこれを守れというのであれば、よりこれを効率的に、合理的に、もつと効果的な対策はないものかと検討するのは、現場の声を伝えるのは私たちの仕事だし、これを受け止めて対策を講じるのは、農林水産部の、まさしく正面のお仕事かと思います。

そこで、イノシシ被害が拡大した要因ということについてお伺いします。そもそもイノシシの被害はなかったんですね、熊の被害と同じで。あまり人里に来るということはなかつた。三十年前、四十年前は、このような話はなかつた。私が当選したのは平成十一年でしたが、私自身がイノシシの問題を議会壇上、一般質問でしたときには、先輩の県議から本気で怒られました。議会壇上からイノシシの話なんていうようなことをと、言うなれば低俗などということだつたのか分かりませんけど、本当に怒られだし、みんなから笑われましたね。新人とはそういうもんだというぐらいなふうでした。しかし、それは大きな社会課題になりましたね。

その過程で、私がきちんと言ったのは、議事録にも残っていると思うけど、廃園地が生息区域を増やしている。要するに、完璧にとは言わなくても、中山間の中で林地として管理されている杉、ひのきの人工林の中には、イノシシはほぼほぼいない。どこにいるのかというと山奥の自然林に近い形の中で生息している。ところが、ミカンはこの二十年、今はいいんですけれども、大変厳しい時代が長く続いたんです、御承知のとおりです。今は復活しましたけれども。その途中でどんどんどんどん廃園されていく過程で、この園地の管理をしなかった。それが結果的に人里の中にあるミカン園地の廃園地までがイノシシの生息域につながった結果、中山間地から平地に近いところまでの米、麦の、水田にもワイヤーメッシュをしなければならないし、水田農家はワイヤーメッ

シュ設置のプロではないので、結果的に侵入を許し、もう農業をやめるというような人たちが幾らもいる状況の中にあるわけあります。

そういう意味からすると、廃園された農地の放任果樹を速やかに除去して園地を林地に転換するべきであると。そして、園地を速やかに林地に転換して、森林組合等、造林の技術者の皆さんたちにお任せしていく道が、アライグマとかイノシシとか、そういう有害鳥獣の、有害獣のというか、生息域を増やすな、い、踏みとどまらせることにつながっていくのであろうというふうに私は思つて、そういう提案をしました。

先生と同じことを申し上げますが、ヤギを飼います、牛を放牧します、そうすることは廃園地において草を食べてくれるの、あえて園地を林地に変えなぐても、いろんなところから牛やヤギを連れて来て、草を食べてくれることによって、放牧された牛やヤギの餌代も助かるし、ミカン園も助かるしというふうで、そういうような対応でいきたいと思うという大激論を委員会室でやつたことがあります。

結果的に、ミカンの廃園地で牛であるとかヤギであるとか、僕は見たことがないんだけれども、あれはどうなったんだろうというふうに思います。同じように林地に変わっていくさま、廃園地が林地にどんどん変わっていくさま、「サガンスギ」というような形で植林されて管理されていくさまが拡大していく状態を見たことがない。

こういった意味において、今、私が言うこの取組、今さら過去のことを言つてもしようがないので、今後、有害獣イノシシの生息域をこれ以上増やさないためにも、廃園、ミカンをやめるというなら、やめた後、どうするんですかと言わいたら、隣の園地の人に増園させませんかという御紹介をしたり、でも、どうしてもやめるということになつたら、それではこれを林地に変えましょう、というような仕組みづくり、林地に変えましょう、そして、その後は森林組合

等に委託をしましょみみたいな手続の流れがあつてかかるべきだと私は思つて
いるんですが、こういつた考えについて生産者支援課長はどのように判断する
のか、改めて伺いたいと思います。

○鶴澤生産者支援課長＝ミカン等の果樹産地においては、廃園となつた農地が
荒れてイノシンのすみかとなりやすい状況にあると考えます。廃園となつた農
地について、放任果樹の除去に対し補助制度を設けておりますが、市町から
の相談や要望はない状況でございます。

また、廃園となつた農地から人工林への転換について、農地転用の実績は年
によつて差はありますが、令和四年度までの公表データにおいても、約二十か
ら五十ヘクタールとなつております。

今後とも、関係課と連携しながら、市町や森林組合等とも調整しながら対応
していきたいと思います。

以上です。

○藤木委員＝ここは重要なところなので部長に問います、農水大臣にも問いた
いところですけれども。日本の耕作放棄地をどうするかということが、我が國
の食料安全保障にとって大変重要な政策の課題になつていて、そのことは四十
七都道府県の農林部長は、本都道府県の耕作放棄地をどうするということにつ
いては、重要な政策課題です。食料安全保障の米、麦、大豆、土地利用型的に
そうなのか。それと同じでミカンの荒廃園地、耕作放棄地という意味において
は同じだと思います。

耕作放棄された廃園地、これをどうするということについては、イノシン被
害の、食料安全保障の観点からということではないかもしれないけれども、イ
ノシン等の有害鳥獣対策にとって大変重要な問題をはらんでいる、解決の大
きなヒントを与えているところが、この耕作放棄地、耕作廃園地と言われるこ
ろなんだろうと私は思つていています。その政策区域を拡大し続けています。

から。

そういう意味からすると、この問題に対する取組の決意と考え方、そういう
た見解について、重ねて部長にもお伺いしたいと思います。

○島内農林水産部長＝荒廃園地の対策についてでございますが、御案内とのお
り、ミカンの生産面積、それから生産者とともに大きく減つております。その中
で当然、廃園も増えております。私ども、888運動を進める中で、まずは果
樹をやめられる、ミカンをやめられるという方には、園地継承という形でま
ずは進めていきたいと思っております。

そうした中で、どうしても継承ができない農地につきましては、先ほど課長
の答弁にもございましたとおり、農振除外だと農地転用、それから森林組合
との調整等を踏まえた上で、林地への転換というのも進めていかなければな
らないというふうに認識しておりますので、今後、「サガシスギ」を植林してい
くというプロセスの中でも、そういうことを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤木委員＝食料安全保障で耕作放棄地の問題をどうするということは、我々
の大変重要な食料安全保障上の課題であります。荒廃園地の復元、利活用とい
うこととも、目的は違うけれども、哲学的には同じです。

僕が言つたところのそばはスプリンクラーが建つてあるところです。モデル
事業として相当程度の投資がなされているエリアでした。それはもう国費、県
費、地元の小城町も投資して、受益者負担もあって、相当程度のお金を投じて、
「やめた」と言ってやめて、それで済むわけがない。それだけの投資をした
園地をやめるに当たつて、やめる理由もあるから、やめるのはやめるんだろう
けど、じゃ、公的にどうかと。耐用年数も過ぎたから致し方ありませんではな
く、そういう投資したところならばなおさらのこと、これをほかの目的に

使つてでも投資を回収できるように仕組みに変えられぬかと。そのことが結果的に鳥獣被害対策の大きな道を開くことにつながると、必ずつながりますから。このことについては新しい視座だと思いますので、今後のことも踏まえて、廃園になっているミカン園、過去に遡及して、これ、どうするということを大きな政策課題としてしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、捕獲の強化ということについて話をします。

まずは、話の前提になる農作物の被害額は直近五年間でどうなっているのか。ざつくりでいいのでさつとお答えいただきたいと思います。

○鶴澤生産者支援課長＝イノシシによる直近五カ年の農作物被害額は、令和二年が約一億三千四百万円、令和三年度は約一億三千七百万円、令和四年度は約一億二千七百万円、令和五年度は約一億一千五百万円、令和六年度は約一億四千九百万円となつております。

農作物被害が大きかつた平成十四年度の四億一千七百万円と比較すると四割程度まで減少しているものの、直近五年間は横ばいの状態となつております。

以上です。

○藤木委員＝二十数年前、四億円ぐらいの被害額が出て本当にひどかったときに、じや、これ、どうするよという話から始まつた議論。結局は一億四、五千万円、一億三千万円の被害は、これを減じない。だけど、農業センサスでは、ついに一万五千人になつて、とにかく高齢農家は離農する、新規就農しないということになれば、荒廃園地は、いよいよ増えていく。農林水産部のほうで対応しないということになれば有害鳥獣の生息域はいよいよ拡大する。中山間地に住む人がいよいよ減る。彼らが自由に往来できる自然環境が出来上がる。増えてくるのよ。

今は何とか一億四千万円、一億三千万円前後で推移しているけど、特別な手当をしないと、これを五千万円前後まで低下させる力にはならない。新しい

作業が、新しい取組が必要だということですね。中山間地の自然環境、中山間地の社会環境、そういういたところが、これからいよいよ厳しい状況になつていくことは、農業センサスを見れば、もう人口構成や人間の担い手、基幹的な農作業従事者等の推移を見れば、誰しもが分かる。ここはよく分かっていただきたい。

そこで、問題は、この捕獲従事者数ということなんだけれども、これも直近五年間の県内の捕獲従事者数がどのようになつているのかということをお伺いしたい。

○鶴澤生産者支援課長＝県内の捕獲従事者の直近五年間の状況は、令和二年が千二百十八人、令和三年度は千二百七十五人、令和四年度は千二百六十七人、令和五年度は千二百五十九人、令和六年度は千二百九十一人と、ほぼ横ばいで推移しております。

以上です。

○藤木委員＝そこで分かることというのは、今、中山間地の被害額と生息域の因果関係と大雑把に説明したけれども、ここにいるほぼほぼみんな、本質的な因果関係等は理解できているのであろうと思うが、この千二百五十人を前後とする捕獲従事者数は変わつていない状況なんだけど、この年齢構成はどうなつてているのか。みんな年寄りになつてきてているのか、そこら辺はどうなつてているのか、分かりますでしょうか。

○鶴澤生産者支援課長＝捕獲従事者数の年齢構成ではございませんが、狩猟免許所持者数の年齢構成で申し上げます。

令和六年度でいいますと、狩猟免許所持者数の総計千八百八十二人のうち、六十五歳以上が九百五人となつております。大体四八・一%を占めており高齢化しているものの、半分以下となつてている状況でございます。

以上です。

○藤木委員＝そうですね。いずれにしても、イノシシの捕獲というのは大変な作業です。昼間、餌をやる、確認をするということであれば、少しは楽なんだろうけれども、ミカンだけで食っている人たちにみんな任せているわけではなないので、普通にサラリーマンの方も捕獲従事者となつてくださつてある。夜間やつて、防犯灯もないし、山の中に分け入つて、捕れたら捕れたで大変です。まず殺さなければなりません。殺さなければならぬし、取り出さなければならぬ。取り出した後に皮をはがなければならぬ。一応話をしてもおきますけれども、ダニがいます。何万匹のダニがいます。捕獲の過程で、このダニに食われます。相當程度いろんなことをやるけど、やっぱり食われます。何度も食われているとダニのアレルギーは結果的に副作用として牛肉が食べられなくなります。捕獲従事者の方でダニアレルギーになると牛肉が食べられなくなる人が出でてきます、必ず出でてきます。それで臓物を取り出します。洗つて、ダニを取つて、皮をはいで、臓物を取つて、解体してということです。で、尻尾だけ持つていく。

大変な作業です。ちょっと普通の人では、働き方改革じゃないけど、土日はゆつくりとというようなことではないです。本当に奇特な山を愛する——ハントレイングとも違いますからね、ハンティングというようなものではないですかね。箱わなに入ったイノシシを殺して、引きずり出して、どこか解体するとここまで運んで、解体して、皮を剥いで、ノミから身を守るために防護服を着て、一連の作業を現場で見ると、中には吐き出す人だつているかもしけぬといふくらいに、マグロの解体ショードとはレベルの違う作業です。

そういう意味からいふと、この捕獲従事者の五〇%が六十五歳以上だということになると、もう全く心もとないという意味であります。佐賀県はずっと続くからです、百年も二百年も佐賀県は続していくからです。今から育成しどんことには、外国人労働者に日本の産業界は頼らざるを得ない、佐賀県

も同じく頼らざるを得ないと同じで、誰かに、どこかに頼らなければいけない。でも、頼る人はいませんので、さて、どうするかということに当然なるから、今から準備しておく必要がある。

ここで問題です。捕獲従事者の確保、育成の状況、確保・育成対策とでも言ふべきなのか、そういう二番から得られる、一番から得られる被害額が今後どうなるのかということは、当然増えていくということ。捕獲従事者数が減つていくということ。これを踏まえて金額が伸びていく可能性がある。捕獲従事者数は減つていくという分水嶺にいる今、この捕獲従事者の育成強化、確保・育成対策というのは、本県にとつても、我が国にとつても、とっても大切なことなんですね。

そういう意味において、育成の状況がどうなつてているのかということをお伺いします。

○鶴澤生産者支援課長＝まず、捕獲従事者の確保については、狩猟免許試験の回数を順次増やしており、現在は年五回実施しております。試験会場も、佐賀市、唐津市、鹿島市の三市で実施するなど、狩猟免許の取得機会を増やしているところです。また、市町や獵友会などの協力を得て、市町ではチラシの配布、獵友会では知人への声かけなどをを行い、狩猟免許取得希望者の掘り起こしにも取り組んでおります。

次に、捕獲従事者の育成については、くくりわな等の高度な技術を指導できて、一連の作業を現場で見ると、中には吐き出す人だつているかもしけぬといふくらいに、マグロの解体ショードとはレベルの違う作業です。

このほか、県の広域捕獲事業、広域捕獲事業というのは、複数の市町からの要請に基づき、広域的にイノシシの被害対策を行う事業になりますが、この事業において、実施地区の若手捕獲従事者に対して専門家による技術習得の研修を併せて行つているところです。

以上です。

○藤木委員＝長く読まれたので、まず基本的に誰がということですけど、これは市町がということですか、県がということですか。

○鶴澤生産者支援課長＝県としては、狩猟免許試験を県で行つておりますので、その取得の機会を増やすという意味で、回数を順次増やしたり、試験会場も各地で受けられるように三市で開催しているところです。

次に、チラシの配布や知人への声かけなどにつきましては、市町や猟友会が身近にいる存在でありますので、そのほうから声かけ、チラシの配布等を行つてもらつて、狩猟免許取得希望者の掘り起こしに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○藤木委員＝そこで、今、千二百九十一人ということなんだけれども、本県の目標として年齢構成をどう上げたい、下げたい、または狩猟免許所持者が千八百人ぐらいいると先ほど言つておられましたが、現在、千二百九十一人いる状況の中で、その年齢構成の比率をどうしたい、または千二百九十一人、千二百人前後が、いうなれば自然死しなければ社会死するしかないわけですね。つまり捕獲して捕る以外、あとは自然死です、事故か、飢えか、病気かしかないわけです。あとは我々で捕る以外にないわけです。

そういう意味からすると、捕つてているのは誰かというと、千二百九十一人の人々。その被害金額が一億五千万円だということなので、言つちゃなんだけど、これを五千万円に減じるということになれば、ここを変えていくためには、捕獲従事者の数をどうしたいというような我々の目標、計画上の目標とか、そういったものがなければならぬと私は思うんですけど、その点いかがでしようか。

○鶴澤生産者支援課長＝捕獲従事者の年齢構成の比率の目標については、具体的に定めていませんが、高齢化が進んでいる、担い手の不足というのは、課題

だと思つております。

また、有害鳥獣捕獲の許可は市町で行つております、イノシシの生息状況であつたり被害の状況など、必要性を勘案して捕獲の許可を行つておりますので、まずは市町の意見を聞いて必要な対応を行つていくことになるかと思います。

以上です。

○藤木委員＝鳥獣被害対策の連絡協議会みたいなものが恐らくあるんだろうと僕は思うけれども、とにかく目標を、例えば二千人なら二千人、千八百人なら千八百人と決めて、この若返りのためにどうすると。当然、銃は危ないもの、暴発して死ぬ、または撃つてもどうせ当たらない、銃を持ったから当たるわけではないので、カモでもそうですけれども、やっぱり日々の練習の成果によつてカモを殺すことができる。年を取つて目が乏しくなれば、当然、練習場に行つてクレー射撃の練習をする。でも、そういうことも体力的にも無理だというようなことが見てとれるので、じゃ、若い者たちにという話になつたときに、小城市的場合は、猟友会の会長さんが自分で企画して仲間づくり、サークルみたいなもので、詳細に市に聞いているわけではないから分からぬけれども、猟友会の会長いわく、私の判断で、私の仲間づくりの過程の中で任意でやつてはすぎないということでした。

そういう意味からすると、そこに県の関与も、国の関与もあるわけではない。任意で仲間づくりの一環で、もうちょっと増やさんばかりかぬとか、せつからだから、みんなでクレー射撃の練習を会としてやろうというような話で、何か県のほうから、こういった目的を持つた使途に制限があつて、使途に目的があつて、このためにこうしてください、このためにこれだけの人間を増やしてくださいなんていうような費用面での助成が、市とか、県とか、国からあつていいわけではないというのが小城市的ようございます。

じゃ、多久市はどうか、唐津市はどうか、佐賀市はどうかといふようなこと

になると、最初に言つた生息区域を減らしていく、昭和三十年代にまでに遡つて生息区域を減じていく作業がこれから努力です。だけど、そうではなくて、その調整、イノシシ被害というか、イノシシ頭数の調整局面にある今、捕る人を確保していくということは、何より大切です。

そういう意味からすると、ここに力を割く、捕獲従事者数の確保・育成対策こそ、目標を決めて、数、そして、その年齢構成の目標を決めて、具体的な使途を明確化した振興策、確保・育成対策としてのお金の使われ方を、市町や農協団体の皆さんたちと一緒に決めて、で、現場の人じやなからんと分かんけんというて獵友会の人に資金を渡して、あと十人増やしてください、若い人たち、四十年代を三人入れてくださいみたいなことをきちんと計画立てて実施していただきたいというふうに思つていてのことです。

まず、その点について所見を伺いたい。

○鶴澤生産者支援課長＝先ほども申し上げましたが、有害鳥獣捕獲の許可については、市町で行つておりますので、その捕獲従事者の目標数などの設定につきましても、市町の意見を聞きながら必要な対応をしていきたいと思います。

以上です。

○藤木委員＝市町に任せると、部長、その点について、課長は、市町が捕獲対策の現場でやつていてるわけだから、その意見を聞きながらみたいことなんだろうと私は思うが、県として議論しているわけです。国の議論もあるし、もちろんそれは大臣だろうと、副大臣だろうと、私たちが言つべきことはしつかり言つて結果を出すように我々も頑張る。だけど、とにかく県議会でこの話をしているわけで、それをあなたたちにしつかり聞いているわけです。ここに新規の資金の需要が求められている。市町が、市町がと。いうても県の888運動に最もやさすのは誰か、イノシシです。もちろん、

高齢化ということもあるだろう。

そういう意味からすると、市町と連携して全体の計画、全体の目標を立てて、市町、もちろん現場の声を聞きながら全体の計画を立てて、確保・育成対策としての費目を立てて資金面からの援助等もあつてということ、この捕獲従事者の確保・育成対策は本当に重要なところだと思うので、その点について部長に見解を求めたいと思います。

○島内農林水産部長＝捕獲従事者の確保、育成ということでございますが、まづ、委員おっしゃるとおり、やはり高齢化しておりますので、少しでも若い世代への継承といったことを進めてまいりたいと考えております。具体的には、市町、また、県の獵友会の意見を聞きながら対応策を考えていきたいというふうに思つております。

以上です。

○藤木委員＝課長の答弁を部長が超えられないというのは、ちょっといかがなものかと私は思うけど、課長の答弁をなぞつては部長がとなかじやないかと私は思うが、いずれにしても、今ここで答えられなくとも結構です。

今、私が言つたことの魂の部分について、問い合わせの一部ですね、生息域を減らすための林地転換の話、それでも確保しなければならないというのではば、従事者の話を任意団体である獵友会にお任せすることはできない。獵友会の意向にお任せすることはできない。獵友会という団体があることは、本当にありがたい話です。ですから、個々の任意団体にお願いをして県の意思を具現化すること、市町と連携を図つて県の意思を、きちんと各市町の獵友会の人々を通じて具現化を図ること。それは大人が何かしようとするんだから、それは仕事です。仕事をすれば必ず費用が発生します。報償金という形、報償金という利益も踏まえてですね。そういうことをきちんとやつてこなかつた三十年の歴史が、今日のこの数字に現れているということです。

ここで二点突破、全面展開ですね。この二つの問題を解決することによって事態の解決を力強く進めさせていただきたいと思っています。この二点ですね、捕獲従事者の確保・育成対策の計画を立てて、お金を使って、任意団体である猟友会にしっかりと働いてもらう、その現場において市町にサポートしてもらう。我々が後方支援に努めるというようなきちんとした重層的な構造で、しっかりとこの問題を解決するための動きをしていただきたいということを強く強く重ねてここで言つておきます。

もう一つ、捕獲頭数についてですが、成獣、幼獣の捕獲頭数がどうなつてているか、直近五年の部分についてお示しください。

○鶴澤生産者支援課長：県内の有害駆除による直近五年間のイノシシ捕獲頭数は、令和二年度は二万三千六百三十八頭で、そのうち幼獣が六千四百九十五頭、令和三年度は二万三千八百七十六頭で、そのうち幼獣が六千百五十六頭、令和四年度は二万七千頭で、そのうち幼獣が七千二百六十頭、令和五年度は二万一千八十九頭で、そのうち幼獣が五千七百二十二頭、令和六年度は二万四千六百二十八頭で、そのうち幼獣が六千五百九十六頭と、二万頭を超えており、そのうち幼獣の割合は三割程度となつております。

以上です。

○藤木委員：とにかく捕獲する人、捕獲従事者の確保・育成対策というものが、今、県はないので、市町と連携して猟友会の皆さんたちに具体的にどのような形で捕獲従事者を確保していくのかという計画をしっかりと、対策要綱を作成という話をしております。作るか、作らないかは、二月定例県議会の一般質問で改めてお伺いするので、そのときには返事をしていただきたいと思います。いずれにしても、作らんばいかぬということは、ここにおる多くの人たちは納得して、八十万人の一般県民に聞いたって、きっと、それはそうだろうと言うに決まっています。それをどうするということは改めて宿題にしておきます。

ここで改めて幼獣ということについて、殊さら物言いをしている、質問しているのは、うちの県は、イノシシの捕獲報償金の単価が、成獣が国は七千円です、県は二千五百円です。イノシシの幼獣は、国は千円です。ところが、県は二千五百円です。県は、成獣も幼獣も同じ金額です。そこにすごく意味があるんですね。国は、イノシシの幼獣が千円、成獣七千円。県は、成獣も幼獣も同じ二千五百円です。これを同額にするために国に働きかけなければならない。

そこで、そのことについて幼獣の捕獲強化ということについて言いたい。

農作物被害を防止するためには、幼獣、いわゆるウリボウというかわいらしき、一見アザラシの小さいやつみたい、ウリボウもかわいいですね。このかわいいウリボウ、幼獣を成獣になる前に残らずに駆除することが重要ではないかと考えるわけです。

つまりどういうことかというと機会損失、機会損失というか、機会利益ということです。つまり成獣になれば一年に六匹産みます。六匹の子供たちも二年たてば、また六匹が六匹産みますので三十六匹です。そのうち半数が飢えで死ぬ、事故で死ぬ、病気で死ぬといつても十八匹は残る。十八匹が、また二年たてばというようなことですね。つまり幼獣で二年後に遭遇したイノシシを捕ることができたとしても、幾何級数的に増えていきます。

じゃ、六年後に六十キロにもなつた捕獲したイノシシは、どれだけの子や孫、ひ孫、何孫か知らぬけど、第何世代まで何匹の数を増やしていくのか。六年後に遭遇するイノシシの一匹を捕らなかつたおかげの、彼らが成長する過程の中の被害金額は、どれほどのものか。そもそもそこで捕つておつたら、その被害はなかつた。つまり農業者側にその機会利益が渡ることになります。幼獣を捕れば機会利益は農業者側に行き、幼獣を捕らないと、つまりイノシシ側というか、有害鳥獣側の子孫の、種の繁栄につながつていくということです。じゃ、どうすればいいか、幼獣を捕らなきやいけない。幼獣を捕るための振興策を特

に考えなければという意味において議論した結果、佐賀県は金額を同等にしている。

そこで問題なのは、やっぱり大きいわけですよ。うちの財政当局の限界が二千五百円と二千五百円。だけど、国は成獣が七千円で幼獣が千円なんですね。成獣を捕つてください、幼獣は別に捕らぬなら捕らぬでもよかですよと。幼獣を二千五百円にするときに新聞に出ていましたけど、幼獣は金にならぬから、捕る側の利益にならぬから、幼獣が捕れたら、そのまま世の中にお返しする、自然に放つと。もっと大きくなつてから私のところのわなに入つてきてねと言つてお別れするというような新聞記事が出ていました。馬鹿なことをと。そのばかなことをさせている一方が、なんと国なんですね。イノシシの成獣が七千円、幼獣が七千円ということになれば、プラス六千円ということであれば、この捕獲従事者の確保、育成に対してもに、待遇の改善につながります。そういう意味からして、この幼獣の捕獲強化について県はどのように取り組んでいるのか。

また、農水省主管の対策会議みたいなものが、全国から担当者を招集して意見交換の場もあるんだろうと私は思います。僕らは自民党なのであって、自民党の政務調査会だなんだかんだと会議があつたときに、やっぱり国議員さんを前に据えて全国から集まつた四十七人がいれば、やっぱりその話が出るんですよ。今、熊の話も出るけど。ここは何とかしてもらいたいと、やっぱり出るんですね。

そういう意味からすると、今後、僕はそういうことを強く言おうと思つてゐるんだけど、何ゆえに幼獣捕獲強化に動かないのか、何ゆえに千円を七千円に、成獣、幼獣変わらず七千円にしないのかということを議論していこうと思つてゐるんだけど、この点についてどのように考えるのかお伺いしたい。

○鶴澤生産者支援課長＝まず、国のほうで、いわゆるウリボウと成獣で捕獲報

償金、国では捕獲活動経費と言つておりますが、その単価が異なるのがなぜかというところについてお答えいたします。

国は、捕獲報償金としてではなく、捕獲活動に必要となる経費の二分の一相当を定額で支援する仕組みとなつております。環境省が公表したイノシシの保護及び管理に関するレポートでは、生まれてすぐの幼獣のみを捕獲した場合、その親が再度妊娠、出産する可能性を高めるため、幼獣のみの捕獲を避ける必要がある旨、指摘をされているところです。これらを踏まえまして、成獣の捕獲に対し、さらに積極的な捕獲が推進されるよう、国では成獣の単価を幼獣よりも高く設定されていると聞いております。

また、県のほうでも、イノシシ等による農作物被害を減らすため、これまで専門家に助言を求めてきたところです。専門家の意見では、国の見解と同様、イノシシの生息数を減らすには、ウリボウより成獣の捕獲が最優先であること。そして、ウリボウは委員もおつしやいましたが、生後一年以内には、およそ半数が死滅するとのことで助言をいただいております。ウリボウは、成獣よりも捕獲や後処理が容易であることから、ウリボウに対する捕獲報償金を手厚くした場合、ウリボウの捕獲が優先され、成獣の捕獲がおろそかになる可能性もあることから、慎重に判断する必要があると思つております。

以上です。

○藤木委員＝言つてはなんだけど、政府の見解は全く間違つていると私は思つていて、要するに、箱わなにウリボウが入つてゐるのか。江戸時代の鷹狩りじゃないんだから、イギリスのハンティングじゃないんだから、天山の林中に分け入つて、犬を放つてイノシシを求めて、ウリボウだ、やめとこう、成獣だ、これは殺さなきやと。そういう狩猟でハンティングみたいなことをやつてゐる八十年代、七十年代のおじいちゃんたちはいません。要するに、箱わななわけです。くくりわなか箱わななんです。雌が捕れるのか、雄が捕れるのか、幼獣が捕れ

るのか、成獣が捕れるのかということではないわけです。

成獣のほうが被害は大きいです、いっぱい食べるんだから、ウリボウは食べない、だから被害金額に上がつてこない。しかし、これは大人になる二年の間に、どんどんどんどん食欲旺盛になつて食べ尽くしていくわけです。だから、被害金額が少なくて小さなウリボウのタイミングで捕つておけば被害もなく、次の大になるための被害、機会損失を発生させないための有効な手だてなわけです。捕つたり捕らなかつたり選んでいる場合じやない。

箱わなを仕掛けているところに入った場合、問題は、箱わなにどちらが入るか、雄も雌も関係ないです。ただ、成獣は社会経験上、自分のお母さん、お父さんが箱わなに入つて暴れまくつている姿を子供たちは一瞬も見ている、または隣近所の家族にも近いイノシシのお母さんが箱わなに入つて暴れ狂つている姿を見ているということなんです。一旦、そういう自然の過程で得られた知見が、本当の成獣になつて社会経験というか、自然経験の中で箱わなが危険であるということが分かる成獣は、なかなか箱わなに入らない。ところが、幼獣は、自然経験、社会体験が少ない分だけ、箱わなの意味が分からない。そういう知見がない子供たち、ウリボウは箱わなに入りやすい。だから、箱わなをとれば、その瞬間の被害金額の増減とは直接因果関係はあんまりないかもしれない、そんなに多くのものを食べないから。しかし、やつぱりこれを放置すれば、六年も八年も生きれば、全体を見るとという話。

だから、農水省が言つてていることはイメージ、今、私が言つてているのは現場、

現実に即した物言ひをしているけど、農水省の物言ひは、正直、現場に即していないし、論理的に破綻しているかのように私には思える。

なので、佐賀県として、テクニカルな問題のように思うけれども、とにかく成獣を捕ること、成獣捕獲に一生懸命になつてくださいと言われても、箱わななんだから、入るか、入らないかはイノシシの判断なんだから、振興されても

困りますという話。だけど、全体の被害金額を今抑えていて、今後さらに抑えようと思えば、生まれた子供を即殺す、間引きし続けるということが最も効果的なはずです。

ですので、こういったことについて国に対してもしつかり、今、私が雑に、こういった席ですからね、資料一、資料二、資料三と添付書類を作つて、証言を音声で録つてというようなことをしつかりとしたフォーマットでもつて要望書ないし分析的なデータを提供できる状況に今ないじやないですか、議論の場はなんだから。だけど、そういう考え方をしつかりと学んだ上で、今、私が言っている現場の声と、その理屈を学んだ上で、捕獲報償金の七千円、ウリボウ千円の状態を県と同列に七千円、七千円にするように、私も努力するが、県としても努力していただきたいと思うが、その点は、それでよろしいかということの確認をしたい。

○鶴澤生産者支援課長＝先ほども申し上げましたが、国、県としては、イノシシの生息数を減らすには、ウリボウよりも成獣の捕獲が最優先と考えております。ウリボウについては、全てを捕獲するということは難しいですし、自然死亡率が高い幼獣の捕獲よりも、やはり農作物被害や繁殖に影響を与える成獣の捕獲を優先することで生息数を減らすことにつながると考えておりますので、現在のところ、ウリボウの捕獲補償金を引き上げることや、国への働きかけ等は考えておりません。

以上です。

○藤木委員＝そこは議論するところじやないんだよ。イノシシの成獣が二千五百円、幼獣も二千五百円ではなかつたわけだよ。幼獣は二千五百円ではなくて五百円ぐらいだつたんじやないかな、もう金額にならなかつた。イノシシの幼獣は国が千円、県は千円とか五百円ぐらいだつたと思うな。今の私の考え方を受け入れて、県は幼獣も成獣も二千五百円と同額にしているのよ。その状況で

認めているわけよ、あなた方は、幼獣を捕ることの大切さを認めて二千五百にしてる。認めているから二千五百円、二千五百円にしているのだから、この考え方には和歌山県も北海道もよそも、国も、確かにそうですねと。そこで何かいきなり、論理の飛躍で全部の幼獣を駆除することはできませんなんて、全く意味のないことを——当然ですよ、そんなこと。そんなん言うたら成獣たつて一網打尽に全部殺すことはできないんだから。

被害金額を抑えることができるものは、幼獣をより多く捕ろうという姿勢なんです。何でかというと、幼獣はカルガモと一緒に集団行動をしますので、一举に三匹とかに入る。そうすると、これが全体を合せて一万四千円ぐらいになるので、四匹入ついたら五万円以上になるので、やつた、ボーナスだということ俄然やる気が出でます。というようなことがたまにあつたりするのが楽しい。

それが、あなた、全部を捕ることはできませんなんて、ちょっと耳についちゃつたから言うけどさ、そういう理屈で僕に反駁されても困ります。あなたが

○島内農林水産部長＝成獣と幼獣の単価の件につきましては、私が直接、主立った市町とか猟友会の方に直接意見をお伺いして、意見交換をさせていただいた上で、国に対してもういうアクションを起こすかについては検討してまいりたいと思います。

○藤木委員＝いざれにしても、議論があつて、我々、詳しい数字は分かんないけれども、成獣二千五百円、幼獣五百円を二千五百円に変えて、結果的に猟友会の人たちも大変喜んでおられる。そして、そのことは成果が上がっていると、物理的に、論理的に成果は上がることになるんですよ、機会損失が発生しないんだから、機会利益が発生するんだからと言わべきか。

だから、市町ともよく相談して、猟友会の意向等を、猟をする人たちの苦労もよく理解した上で対策の一助にしていただきたいと思います。

時間も押してきましたので急ぎます。カモの直近の被害額がどうかというこ

とについてです。

カモによる麦被害対策についてお伺いをいたしたいと思います。

○鶴澤生産者支援課長＝カモによる麦被害対策については、吹き流しの設置による侵入防止対策に取り組んでおります。その効果を上げるために、被害を受けている地域において、全ての圃場に吹き流しが設置されるように、農家がまとまって取り組む必要があること。吹き流しの設置については、適切な高さ、長さ、間隔にする必要があること、農家の理解促進を図るために農業振興センターから農家に対して指導や研修を行っているところです。

このほか、県のモデル事業として、他県で一定の効果が確認されている鷹を使つた追い払い対策について、その効果の検証にも取り組んでおります。

なお、有害鳥獣対策協議会では、猟友会に委託し、銃を使つたカモの追い払いを実施しているところです。

以上です。

○藤木委員＝時間の都合もあるので、被害金額がどうかということを私は聞いたけれども、あなたは取組を答えられたので順番がちょっとおかしくなつちゃつたんだけれども、いいです。カモによる農作物の被害は、とにかく千七百万円。これが千七百万円程度で収まっているとはちょっと、あなたたちから頂いた資料でいうたら、令和二年が大体二千百万円、大体二千万円ぐらいの被害金額が出ているけど、僕の感覚からいうと二千万円程度で収まるとは到底思いませんね。

詳しいことは分からんけど、麦自体は金額としては、さしたる金額ではないです。ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア、中国、いろんなところの麦と比べると、そういったレベルに合わせて麦の単価が決まる。ばかみたいにわずかな金額です。ただ、これは政府による面積払いとか数量払いという仕組みの中で補助金でもって麦の収益というものを農家が計算しているわけです、売り上げとして。その数量払いというのは、成果品がどれだけ取れたかによって、反当大体五万円ぐらいになるところが取れないと、幾らになるんだろう、二万円ぐらいになるのか。とにかく成果品がどれだけ取れたか、成果品が全く取れない、物自体の価値はどうでもいいわけで、物自体の、くず麦がいくら取れても補助金の単価表に載つてこない、数量にのつてこないので。だから、これを佐賀県が二千万円というのは、正直、僕は納得はしないが、今はとにかく二千万円ということになっている。

そこで、取組は吹き流しや追い払いだということです。銃猟によつての追い払いというようなことをやつていただいている。

そこで、これも先ほど言つた猟友会の方たちのお仕事になるんです。全くのボランティアです。我々にとつても、ここで計算式は言いませんけれども、二町ぐらいやられると、とにかく百万円ぐらいの損失が、ここで計算式は言えま

せんけれども、とにかくすごい金額なんですよ。二ヘクタールぐらい普通に食われてしまうので、もう成果品にならない。それが、さつきの猟友会という任意団体の話、猟を楽しむ人の集まりです。その人たちの追い払いへの委託料といふか、そこにかかっているんです。産業用の麦の生産が、趣味の、家庭菜園ではなく産業用の麦の生産の追い払いというか、カモ対策が猟友会の任意の追い払い作業にかかっている。それが一回の出動に大体八千円の委託料をいただいけると、一人に対して。その中で弾代が三千八百円だったものが五千円だとうんですね。つまり差し引き三千円。朝五時起きで、六時から九時までやるんですけども、人がウォーキングで歩き始めたりすると、とにかく苦情があるて、猟というか、鉄砲は撃てない。だから三時間ぐらいの話です。朝五時起きで準備して集まつて、そしてカモを捕るとするじゃないですか。一羽二百円なんですよ。水鳥だから、堀の中にボートがあるわけじゃないから回収するのほんんど不可能です。なので、二百円あつても、しょせんは二百円の世界、三四羽捕つてもしようがない。回収して二百円、三百円と数えるんだけど、大体捕つてそのまま有明海に流すというような形にならざるを得ない。それはちゃんと市も確認をしています、一緒に着いて来るから。

何が言いたいかというと、そういった猟友会の皆さんたちのカモ被害対策に対する善意、全くの無償ボランティアにも近い善意で、このカモ被害対策が成り立つていてこと自体が対策として大変脆弱だということを申し上げたい。銃を持ったからといって当たらないですからね。当たるためにどうすればいいか。それはヒットを打つことと同じです、バッティングセンターに通うんですよ、ゴルフの練習場に行つて練習するんですよ。当たらなければ当たるようになるまで練習するんですよ。そうすると当たるようになる。その練習場はちゃんとあります、クレー射撃場が、そこにみんな行つてているんですよ。その弾代も二百円から二千二百五十円、倍になつてます。そうやってカモの駆除をやつ

ています。別にお金になるわけじゃない、カモを捕つてカモ料理ができる猟師さんたちが何人いるのだろうかという話です。

そういう意味からして、捕獲従事者の委託料も含めて、県では今後、この課題、脆弱な猟銃によるカモの追い払い対策をどうするということについてお伺いしたいと思います。

○鶴澤生産者支援課長＝カモの追い払い対策は、市町が中心となり、それぞれの地域の実態、実情に合わせて、地元の農家や猟友会と連携、調整しながら取り組む必要があるが、市町から要請があれば県も一緒に考えていただきたいと思います。

なお、猟友会に対するカモの追い払いの委託料に関しては、市町と猟友会の間で適切に契約されていると認識しておりますが、委員の御指摘にあつたことは、市町のほうに伝えたいと思います。

以上です。

○藤木委員＝確認しますが、我々もカモ被害ということについて、委員会の中でも、本会議の中でも、勉強会の中でも、前と違つて随分と議論されるようになってきたことは部長も御承知のとおりです。大人が何か社会的活動をすれば当然費用と利益が発生するのだから、費用と利益が発生することをもつてお仕事をするということになるんですが、県としては、このカモ被害対策に対して何か費用を出しているのかということをお伺いしたい。

○鶴澤生産者支援課長＝カモの捕獲報償金については、県は出しておりません。以上です。

○藤木委員＝では、この問題について最後に部長に問いますが、論点が一つあつたのは、生息区域をこれ以上増やさないためには、これから基幹農業従事者の高齢化に伴つて廃園の可能性というものが十二分に考えられる。その廃園地がイノシシの生息区域の拡大につながっていくということ。これをどうするか

ということが問題だということ。

二点目は、捕獲従事者対策をしつかりやつていないこと。この捕獲従事者対策の体系的な対策要綱がないということ、目標がないということ。この捕獲対策の要綱、目標とか、予算とか、人員とか、組織とか、そういう計画とか、そういう対策がないのでということ。

三点目は、最終的に猟友会の人たちの活動いかんにかかっているので、かれらの作業のインセンティブを上げるために捕獲報償金、成獣、幼獣問わず、そこに社会的な意味がしつかりがあるので、国に対してもインセンティブを上げるために成獣も幼獣も同額の七千円という、佐賀県が正しいと信じてきた道を国に對して物を言うようにしてもらいたいということ。

最後に分かつたことは、カモ対策というものがこれだけ大きく呼ばれている中にあつて、県としては、カモ対策にお金を出していないということだから、結果的に仕事をしていないと同然だと私は思つて いる。

そういう意味からすると、こういつたことの四点をひつくるめて質疑をしたんだけれども、總じて、どうするということについて、今、意味のある議論しかしていらないと思うので、これに対する部長の見解、決意を述べていただきたい。

以上です。

○島内農林水産部長＝藤木委員から御提案があつた四点につきまして、まず、府内で情報を共有しながら、主立つた市町、猟友会の方と意見を交換させていただきながら、県としてどのように取り組むかについては検討させていただきたいというふうに思つております。

以上です。

○藤木委員＝分かりました。その四点をしつかりやつていただければ大概のことは解決すると思いますので、過去に遡つて園地になつて いるものを林地にし

て「サガンスギ」を増やしていくことや、しっかりと対応していただきたいと思います。

次に、農業用機械に係る大型特殊自動車免許の取得についてということになります。

これも時間の都合があるので要点だけ言いますが、前語りのところは重要なことを含んでいるのでしつかり話をします。

本県にとって重要な基幹産業である農業の担い手が減少している。先般公表された「農業センサス一〇二五」によると、全国の農業経営体数は八十二万八千経営体、この年で二三%の減少になった。一般質問でもお話をさせていただ

きましたが、本県において一万五千人、三十年前からいうて六〇%減った。そういう減少ということにつながっています。私は、農業・農村を維持して将来につないでいく上で、この現状に極めて大きな危機感を感じています。

このような中、高齢化が進む農村地域では、専業農家や認定農業者など農業を生業とする方以外にも、様々な形で地域農業に参加するサポーターのような

人材が不可欠になつていて、あろうと考えています。我が妻の弟に頼る、親父のいとこに頼る、兄弟に頼る、八十歳に近くなつた爺様が三ヘクタールやつていくに当たつて、親戚、身内、みんなで協力しながら本家の三ヘクタールの代かき、麦刈り、田植え、そういう準備かれこれ、ばあちゃんも腰も痛かし、

みんなで助け合おうじゃないかというようななかつてあつた農村風景が今に伝わり、そして、これからに伝えていかなければならないという話です。

このようなかつて、現代農業、特に水田を利用した米、麦、大豆や露地野菜などの土地利用型農業では、大型農業用機械による作業体系が一般化し、機械操作の資格や技能は農作業に携わる者に求められる最も重要な能力の一つとなつています。農作業を手伝うというのは、本質的に農作業用機械を扱える、扱うということです。田植え機械に乗る、トラクターに乗るということです。

一方で、令和二年の道路運送車両法の運用見直しがありますと、作業機付きトラクターなどの農業用機械は、条件を満たせば公道走行ができるようになります。たれども、一定規模以上の農業用の機械で公道走行を行いう場合は、大型特殊自動車免許が必要であると。一部、条件を満たせば普通免許でも公道走行ができます。自動車免許を持っているからといって、父親、年を取つたおじいちゃんの手伝いで、圃場に行くまでトラクター、田植え機械、コンバイン等に安易に乗つてはいかぬいかぬということです。乗れば刑事罰と行政罰がちゃんとあります。自動車免許を持っているからといって、父親、年を取つたおじいちゃんの手伝いで、圃場に行くまでトラクター、田植え機械、コンバイン等に安易に乗つてはいかぬいかぬということです。

県では、農業大学校において、農業機械化の研修を実施し、運転技能取得、大型特殊自動車免許取得にも取り組んでいます。ところが、私の周囲の農業関係の方と話をしていると、農業用機械の公道走行時に必要な免許に関する知識、認識が十分に浸透しているとは言えないのではないかという印象を受けています。

また、圃場で機械操作のノウハウがある方に農作業をお願いしたくても、免許がないために依頼できない、農業用機械に乗つてもらうことを控えてしまつ、大型特殊自動車免許なんて誰も持つていませんので、誰にも頼れないということですね。

ここに今おられる多くの方たちも、実家の手伝いもしているし、三夜待仲間の手伝いをしている人も多くおられるかも分からぬが、実際は大型特殊自動車免許を持っていない人は、トラクターにも、田植え機械にも、安易に乗つてはいけません。乗ると刑事罰で罰金五十万円、行政罰で免許取り消し、二年間の欠格期間があるので免許の再取得まで二年かかります。改めて自動車学校に行つて何十万円も払つてという、これは社会生活にも大きな影響があることなので、安易に実家の兄弟の、嫁さんの実家のお手伝いで公道を走行するということ

ことは、何もなければそのまま圃場に行くかもしれないが、何かあつて警察の人に止められて、免許を持つてますかと言わせて持つてなかつた場合は、明らかにそのような事態にいきなり立ちります。そういうことが重要な問題です。

つまりサポートーを失つたということです。今までよければ、もうよかよか、二へクタールぐらい、うちの兄貴は忙しかけん、私がとか、妹の旦那がとかつて、そういうことの中で農作業等があつたけれども、そういう意味からすると、農業者は、もう実質的なサポートーを失つたにも等しい状況になります。

そこで、時間の都合もあつて、いきなり三番目にいくけど、大型特殊自動車免許の取得の啓発についてです。

県では、大型特殊自動車免許の取得や農業用機械の公道走行に関する農業者や関係者の意識啓発、ここにおられる皆さんには今ここでしつかり言つたから、もう乗らんどうということになった。飲酒運転は絶対にしてはいけない、摘要されたときのリスク、与えられたダメージを理解しているからです。それと同じようなことが、公道を走行する田植え機械、農業機械に安易に乗るということが、そういつたことを惹起させます。

そこで、公道走行に関する農業者の意識啓発にどう取り組むのかということを担当課長にお伺いします。

○莊山農業経営課長＝県では、令和二年に作業機付きトラクターの公道走行が可能となつたことを踏まえまして、市町、JAを通じまして、県独自に作成したチラシなどを配布したり、研修会などで周知啓発を図つてきたところです。

具体的に幾つか申し上げますと、例えば、農作業安全に係るJAのブロックごとの研修会であつたりとか、稼ぐ佐賀米発展運動大会であつたり、あと、県内でもトレーニングファームがありますが、ホウレンソウとかピーマンのトレーニングファームの研修の中で、そういった農作業安全であつたりとか、トラ

クターに関する基礎的なことを研修の中でお伝えしているということ。

あと、農業振興センターにおける新規就農者向けの経営基礎講座の中で、農作業とか農業機械に関してお伝えするなど、そういった啓発を行つてはいるところでございます。

また、農業大学校独自に、農業機械化研修に係るユーチューブチャンネルも開設しております、農業機械の試験を受けるときの模範運転、そういういたものも動画で映像化するなどしまして、特殊自動車免許の取得に関する意識啓発につなげているところでございます。

以上でございます。

○藤木委員＝今、覚醒剤で「ダメ。ゼッタイ。」普及運動なんていうのがあります、覚醒剤と同列に論じることはできないが、それはまあ、そもそも駄目だとみんな思つてはいるから、それはそれでいいとして。飲酒運転も、まあここまで普及啓発しているけど、それでもやっぱりたまにとつ捕まつてはいる愚かな社会人がいます。普及啓発が効いてないということなんだろうと思います。

農業従事者は、大体のことは分かっているかも、それも、かもです。でも、一般市民は、あの田植え機械、小さな田植え機械、小さなトラクター、誰も通らない里道や市道、ちょっとそこまでつて、ちょっとそこまでのコップ一杯がとんでもないことになつてはいる。それは農業従事者ではなく、安易に、よかよか、お父さん、おいがちょっと使うてくんやんねというような思いは、農から離れば離れる人ほど、もしかしたら自動車免許を持つていればこそ、乗つていいんじやなかろうかと、今まで乗つてよかつたんだから、それで特別に何かいろいろあつたことはなかつた。でも、今は変わつた。なので、一般社会人に向けてこそ、より多くの普及啓発に力を注いで、そのような事案が発生しないようにしてあげていただきたいと思います。

ということになると、今後の取組ということにつなげて言うんだけれども、

サポーターを失うことになります。いやいや、もうちょっととにかく、そがん危ない橋は渡られんけん、父ちゃん、申し訳なかばってん、田植えてんなんてん、おりやもうされんよと。兄ちゃん、加勢、来られんと、もう乗られんとやつけんということになると、七十年代、八十年代のおじいちゃんが、本当に一人で田植えをするというようなことにはやつぱりなつてくるわけよね。

それは農業センサスの基幹的農作業従事者の構成割合からすると、農はいよいよ弱くなつたと思うべきです。そういう意味からすると、大型特殊自動車免許を取つてもらう人、本当の真の農業サポーターをつくつていく必要性があるんだろうというふうに思います。

そういう意味において、真の意味で手伝いますと、実家のこと、友達を手伝つてあげると思うサポーターをつくつしていくことは何より大切です。であれば、お金もかかります。免許を取るんだから十万円以上かかると思うんだけれども、そういったサポーター確保に対する意識啓発や取得支援にどう取り組んでいくのかということをお伺いします。

○莊山農業経営課長＝農業用機械で公道を走行するに当たり、それに向けた適切な免許取得というものは、法令遵守はもとより、農作業の安全確保のためにも極めて重要と認識しております。

県としましては、引き続き、市町、JAと連携し、特に生産組合の集まり、地域単位での集まりであつたりとか、先ほど申し上げた多くの生産者が集まる研修大会であつたりとか、そういったところにおいて普及啓発を続けていきたいとおもっています。

あわせて、農業大学校での農業機械化研修を通じまして、農業者の安全意識の向上と機械操作技術の習得を図るため、大型特殊自動車免許等の取得希望者が適切な研修を受講できるよう、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤木委員＝そうですね。先ほどから農業センサスの話をしていますが、農業の担い手がどんどん減つているということ、食料の安全保障上の問題として、そのニーズは高まつてはいるけれども、その担い手が少なくなつてはいる。そして、担い手が高齢化している。これは、必要性に応じて農業という産業 자체が比較的にというか、圧倒的に弱くなつてはいるということ。この弱くなつてはいる農業者のマンパワーの力を維持するためには機械の開発も必要だらう。機械の開発も必要だが、これをサポートしている加勢人の数、その周辺でこれを個別具体的に支えてくれる人の数が多ければ多いほど、農業者というものが高齢化しても、離農せずに基幹農業従事者の高齢化というか、耐用年数の増、長寿命化につながつていくことになるはずです。

そういう意味からすると、課長が受け持つてはいる農業機械の人手不足対策、これを機械力でもつて、しかし、この機械力なくして長寿命化はできないので、この免許取得、高齢化された方があと五年頑張つてもらうためには、親戚、身内の仲間たちの力さえあれば、おじいちゃん、まだ五年頑張れるなんていう世界を維持していくために、この機械取得の世界を、どう一般県民の皆さんたちに普及啓発して、善意でもつて免許を取つてもらうために県の果たす役割は何か、民間が果たす役割は何かというようなことをしつかり意識して仕事をしてもらおうことは、すつごく意味のあることだと思うので、よろしくお願ひしておきたいとおもいます。

それでは最後になりますが、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金及び佐賀県多様な人材確保環境整備補助金についてお伺いします。

佐賀財務事務所や日本銀行佐賀事務所などの経済概況によれば、県内経済は緩やかな回復を続けてはいますが、外需の不振による輸出企業の収益悪化とか、インフレによる企業コストの増加、また、消費者購買力の低下や、金利上昇による資金調達、コストの増加など、事業者によって様々リスクが

存在していると。

消費者物価指数は四十四カ月連続でプラス、原材料、エネルギー価格高騰、令和七年度の最低賃金が九百五十六円から千三十円となつて初めて千円台となる大幅な改定による人件費負担の増、米国通商政策が予測困難であるため、企業は先行きが見通せないことによる懸念や、足元では社員の高齢化や人材不足など、経営課題は様々であるということ。言うなればインフレに転換する、その調整局面の中にあってハレーションを起こしているジャンルがあるということです。

一方、公定価格によつて価格を決定される介護士とか看護師とか、障害者の施設で働いている人たちとか、いろいろおられます。我々は人勧によつて守られているし、あなたたちは守られている、公務員の世界は大丈夫。だけど、調整局面にあつても公定価格の世界は政府が面倒を見るから我々の話ではないと。ただ、最低賃金に影響を与えることになると、中小企業、彼らの経営、彼らの賃金は、半ば私たちの意向によつて、中小企業で働く人たちの暮らしがりは我々が決めるということになります。

だから、物価上昇局面においてハレーションが起きている中小企業のみなさんたちの世界、ここが問題だということですね。それが先ほど言つた話の前振りです。

部長には毎回、水町副部長——みんないるところで言うけれども、経済指標の話を随分していました。これも幾らも改定してくれて、よい経済指標になつてゐるけれども、やっぱり抽象度が高い、あるいは経済指標というふうにいつも、具体的に我々がどうするべきなのかと、その羅針盤たり得ているかといふと、そこはそうでもない、そこはそこまではない。なので、先日、経済団体から県の中小企業生産性支援向上、そこで、さらに細かに経済団体からの分析データや事業者からの声など、より明確に、より現実に即した事業設計を行う

べきであると考えていて、この頃、商工会連合会のほうから頂いた経済指標は、さらに現場に即していると。

そういうたるものも、皆さんたち、産業労働部で咀嚼して完全に血肉として、完璧に掌握したものを作成してデータとして我々に議会ごとに渡していただけると、我々が、今後、経済政策について議会としてどう向き合はべきなのか、何にどう重点を持つて議論するべきなのかということがより分かるようになると思います。

先日、自民党の政務調査会の過程で経済団体から県の中小企業生産性向上支援補助金とか、多様な人材確保環境整備補助金に関して、制度の充実と予算規模拡大の要請がありました。

中小企業生産性向上支援補助金の予算額は、令和六年度と令和七年度を比較してみると、八億円が四億円に減っています。また、多様な人材確保環境整備補助金の採択率は三〇%を切つて、三〇%前後じやなかつたかな。予算額の減少や採択率の低さは、これから事業を実施したい事業者の意欲を損なうことがあります。

国的主要施策は、もう賃上げに伴う経済対策です。高市政権の主要課題、主要政策は、賃上げを伴う経済対策です。また、今、世上をにぎわしている、世上をにぎわしているなんて言葉では言い表せませんけれども、台湾有事を伴うところだと思います。

その二つしかない主要課題の一つ、物価が高騰している現在、賃金上昇を促進し、可処分所得と消費を押し上げることで経済成長を目指す。県においても、物価高騰が継続して、経済の調整局面である二、三年以内の県内事業者への支援が大変重要ではないか。

当然、インフレになるので、このインフレ局面は四十年周期、三十周期と言われているので、いきなりデフレに戻ることはありません。もうずっとインフレです。このインフレ率がどうかということなのであって、昔のデフレに戻るということは、もうここしばらくはないと。僕らが生きている間は、ずっとマイルドなインフレか、急激なインフレかの二択ですね。

この中で、デフレからインフレに転換している今、その物価調整の局面です。その中でハレーシヨンが起きているところ、実質賃金が切り下がっているところが幾らかあって、その中の役割を果たすべきところが中小企業団体というところについては、我々県議会のお仕事、国のお仕事、経済産業省のお仕事であり、佐賀県の産業労働部のお仕事であると。それ以外のことは、ほかの人たちがするから大丈夫です。

そこで、二つの話があつてはいるわけです。佐賀県中小企業生産性向上支援補助金と多様な人材確保環境整備補助金と、この二本柱でこの問題の解決のための主力事業としていこうということで県も取り組んでいただいているが、これがあまり効率的ではないと、合理的ではないということです。

時間の都合があるとはいえ、ここは言うとかんばいかぬ。両補助金の要件はどうなのか。また、補助上限額は幾らかということであります。

○野崎産業人材課長＝まず、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金につきまして、こちら、5%以上の賃金引き上げを要件としております。ただ、従業員がない単身事業者につきましては、売上高の一〇%以上の減少または粗利益額の三%以上の減少を要件としております。

補助上限額につきましては、個人の小規模事業者が六十万円、法人の小規模事業者が百二十万円、中小企業が二百万円としております。従業員がない単身事業者につきましては、個人が六十万円、法人が百二十万円としております。

また、多様な人材確保環境整備補助金につきましては、売上高の一〇%以上

の減少または粗利益額の三%以上の減少を要件としておりまして、こちらは補助上限額を二百万円としております。

以上でございます。

○藤木委員＝そこで、売上高に関する要件の廃止と、売り上げ減少要件というものがあつて、そこをちゃんと説明したいんだけれども、売り上げ減少要件を廃止してもらいたいということです。それはなぜかというと、本補助金というのは、従業員のいない事業所でも本補助金を活用できるように単身事業者支援枠が設けられている。しかし、判定基準期間に売上高一〇%以上の減少、また、粗利益三%以上の減少が対象要件になつていて、無理してリスクを背負いながら価格転嫁することで売り上げを確保して、また、従業員の勤務時間を縮小して、経営者自らが身を削ることなどで経費を削減して利益率をキープしていくみたいなところもあります。身を切つて経営努力をしている事業者は、本補助金によって支援が受けられない。こうした努力している事業者も支援の対象となるように売り上げ減少要件の廃止を願いたいということです。

そういう意味において、この売り上げ減少要件を廃止するべきであるというような意見が商工会連合会、商工会議所連合会、県民の経済団体のほうから上がつてはいるんだが、この点についてどうお考えか、課長にお伺いしたいと思います。

○野崎産業人材課長＝売上高の要件につきましては、物価高の影響が大きい事業者、すなわち、より必要性の高い事業者に補助金が届くように設定をしたものがございます。一方で各事業者の経営努力や価格転換の進展により、売り上げは増加しているものの、利益を維持するために厳しい努力を続けてはいるという声も聞こえているところでございます。

本補助金につきましては、これまでより必要性の高い事業者への支援を基に、事業者や商工団体の声を踏まえ、実態に応じた制度に見直しをしてきた

ところでございます。例えば、対象を小規模事業者のみから中小企業までに広げ、従業員がない単身事業者も対象に加えてきました。

今後、本補助金を継続できる場合には、どのような要件が望ましいか、現場の実情も踏まえて検討を進めていきたいと思つております。

以上です。

○藤木委員＝そうですね。その回答で満足です。とにかく現場の皆さんとよく話をしてみてください。

賃上げの上昇ということについても少し話をさせていただきますが、営業利益は減少しても、七三・一%が賃上げを実施しています。また、四割以上の方が、四%以上の賃上げが五二・九%ということなんだけれども、いずれにしても身を削つて賃上げを実施している状況です。そうやって利益をキープしている。とにかく身を削つている人たちが多い。身を削つて利益を何とかキープすると、この補助金が手に入れられない仕組みというのは、非常に不合理です。

三十年間のデフレの原因は、国による経済政策の失敗で、マイルドなインフレに持つていこうとする経済対策が行われていること自体は、経済政策の本格的な成功の兆しということに対しハレーシヨンが起る。ハレーシヨンが起っているところに対策を講じると言つてはいるのに、ハレーシヨンが起っているところに支援の手がいかないという状況になつていて。ここはしっかりと現場の、商工会議所、商工会の皆さんたちとの意見交換の過程の中で、今でも合理的な対応をしていると思うけど、さらなる効率、さらなる合理性とは何かということをしっかりと聞いた上で判断をしていただきたいと思います。

三番目ですが、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金の補助率についてです。

事業規模に係る投資する設備の価格が一緒であるため、小規模事業者や個人

事業主など規模の小さい事業者ほど設備投資の負担を大きく感じています。物価高騰などの影響を受けやすい規模の小さい事業者こそ、手厚く支援をするべきだと。売り上げの話は先ほどしましたけれども、小規模事業者、単身事業者についても、伝統的地域産品製造事業者と同様に補助率を四分の三に、売り上げ減少の要件をなくして、補助率についても、小城羊羹、諸富家具、ほかに何があるのか分からぬけれども、伝統的な地域産品は四分の三、それは振興です。特別に地域産品の振興のためにと、それは分かる。

しかし、今回は、そういうデフレからインフレの経済調整局面に入ったハレーシヨンを、特に商工会に限つて言えば経済産業省と県とで調整して何とかしてくださいという仕事をやつていてるんだから、別に産業振興をやつてているわけではないので、地域産品に四分の三なんていうふうに言わずに、痛んでいるところ、痛みやすいところにはしっかりと、三の二ではなく四分の三と、小城羊羹と同じ対応をしていただきたいというふうに思うが、いかがかということを答えていただきたい。

○野崎産業人材課長＝本補助金の補助率ですが、三分の二としておりまして、一〇%以上の賃上げの実施、または予定している事業者、あるいは伝統的地域産品製造事業者等については四分の三としているところでございます。

最近の補助金活用事例を見ますと、製造業での試作品製作に必要な3Dプリンターですか、ECサイトの構築、あるいは事業効率化のためのシステムの導入など必要性が認められる一方で、事業規模にかかわらず投資する設備の価格は大きく変わらないというケースも見られます。

こうした現場の実情を踏まえ、今後、補助金を継続できる場合には、事業効果や、事業者や商工団体の意見も参考にしながら、どのような要件が望ましいのかということを検討していきたいと思つております。

以上でございます。

○藤木委員＝そもそもそういうふうにしていただいて結構です。しっかりと現場の声を聞いて対応していただきたいと。その現場の声に従つて、その合理性に従つて我々は対応を取る。そういった趣旨の制度ですから、我々が独善的な対応に着いて来れるやつにだけ施策の恩典をあげるというようなことではない。すみませんでしたと政府が言つて、今までの経済対策に対する失敗を、今ようやく成功しかかっていることに対し、ごめんなさいと、いろいろ迷惑をかけましたということで、痛んでいるところに補助してあげようと言つてはいるわけだから、痛んでいるところがどこなのか、どのくらい痛んでいるのかということを踏まえた対策を講じていただきたい。

同じことで、これまでの両補助金の予算規模ということなんだけれども、予算の実績、採択率についてということなんだけれども、これまでの両補助金の予算実績及び採択率はどうなつていてるのかということ。

また、予算額の減少や採択率の低さが事業者の投資意欲を損なうことにつながつてゐるなんだけれども、予算規模を確保し、採択率を上げるべきだと。これが予算規模が令和六年度は八億円、令和七年度は四億円ということですね。でも、調整局面は、まだ一、三年は続くのかも分からぬ。ここで手を緩めてどうするのよという話。これから三、四年投資するから、みんながマイルドなインフレーションの中で売り上げで面倒を見るから、もう補助金は要りませんと言えるのに、このまま対策を講じなければ、手を緩めれば、ずっとこの調整局面が長く続くでしょう。ですから、今ここで集中投下してやらねばならぬときに、なんで八億円が四億円になるかなと。

またもう一つ、多様な人材確保環境整備補助金制度について言つて、令和六年度が一億円で、令和七年度は二回に分けて一・三億円と確かに増えている、確かに多少なりとも増えているが、これも採択率が三四%、三八%。要するに、申請しても七割の人、六割の人は受け入れられない、何回申請しても受け入

れられない。これでは意味がないので、痛んでいる人が誰かを特定して、結果的に痛んでいる人に対し、しっかりと手当をしてあげるための補償金みたいな補助金なのだから、多くの人を採択しないという選択をしていくこと自体、非常に不合理だと私は思う。

だから、予算規模を確保し、採択率を上げていくべきだと。そして、その予算の確保をどう考えているのかということ。これは部長に問いたいと思うが、どうでしょうか。

○井手産業労働部長＝もう、必要な予算の確保に努めています。

○藤木委員＝短い言葉に確かな信頼が、もうやると言つてはいるんだから、しっかりとやつていただきたいと。急に振られたから、そんなことを言つたつてわけじゃないとは思いますが、部内の決定事項として腹をくくつて言つてくれていると、私はそう信じています。とにかく令和七年度が、せつかくの予算、八億円もあつて、四億円になつたのは令和八年度の当初、しっかりと期待しています。

商工会連合会に加盟している会社は何社あるんだろう、商工会議所もそう、何万社もある。皆さんたちの答弁の意味と、その成果を二月定例県議会で見

と思うんだよ。そこで恥ずかしくないようナペーパーを予算議案として出して

いただくことを心から期待しておきたいと思います。

もう一つ、ここもおかしな話なんだよね。課長に改めて問います。適用範囲の拡大と言つたけど、中小企業生産性向上支援補助金制度について言つて、本補助金は、車両やPC、タブレットといったもの、そういった汎用性の高い設備や中古品の設備導入は認められていません。農業でもよくあるんだけど、汎用性の高いものは認めない。一方で同じく生産性向上を目的とする国の補助金、業務改善助成金というものが国の補助金の中にはあります。この業務改善助成金では、汎用性の高いものも認められていますが、県では認められていない。せつかくだから、何が災いして、このハーレーションを突破できるか分からぬ

わけだから、あえてこれとこれは購入は結構だけど、これとこれは購入しちゃ駄目よと言わずに、国に合わせて汎用性の高いものも、その企業の発展や繁盛のために、振興のために、産業施策として国に準じて多種多様な設備による生産性向上を図っていく。そういう意味で適用範囲の拡大等についても、現場の声に合わせて検討していただきたいと思うが、どうかということを課長に聞きたい。

○野崎産業人材課長＝パソコンや自動車など汎用性の高い物品について、これまで本補助金では補助の対象としていなかつたところでございます。また、国の業務改善助成金は一定の要件はございますが、一部そういったものを認めている事例もあるということは、こちらのほうでも認識しております。また、各商工団体の方々と意見交換をする中で、そういう要望についても一定声があるということも承知をしております。

様々な制度を参考にしながら、また、各事業者様の声を聞きながら、どういった要件の緩和ができるのか、どういったところまで認められるのかということころは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○藤木委員＝最後になります。賃上げと人材確保に対する部長の決意ということをお伺いしたいんですが、すごく重要なことです。

石破政権、また、自公連立政権においては、二〇二〇年代に最低賃金を千五百円にするというふうに言っておったし、公明党の国会議員の先生たちも、その言葉は選挙過程で力強く話をされておりました。学生でも一時間働けば、ラーメン屋でも千五百円ということになりますので、四時間働けば、それだけで六千円、それを二十日、繰り返せば十八万円のお金が手に入るという時代をつくるという話。高市政権は、それは努力目標と言っているが、最低賃金の引き上げ、それは働く者たちにとつては、すごくありがたい話です。八時間働けば

一万二千円、二十日間働けば二十四万円、十日間は働かなくていいです。二十日、八時間働けばバイトでも二十四万円もらえるという時代を、あと五年でつくるということを言つておつたわけです。それは政策は転換されていない、努力目標だということで方針は転換されていない。働く者たちにとつて、こんなよい時代はない。

しかし、給与を支払う側はどうだろう。「最低賃金引き上げによって経営上の影響がある」と回答した事業者のうち、「現在の最低賃金の水準が大いに負担になっている」というところが佐賀県では四八・六%、国では四九・九%、「多少負担になっている」が、佐賀県では四八・六%、国では四七・一%。合計で「負担になっている」と答えているところが九七・二%となり、ほとんどの事業者が今の最低賃金千三十円の状況を大いに負担に感じている。最低賃金の政府目標に対する対応で、もう対応不可能と。

タクシー業界の皆さんたちと話をすると、千五百円になつたら廃業すると明言されておりました。対応は不可能だと。そういう対応不可能と回答した事業所、売り上げ一千万円未満では一〇〇%。売り上げ一億円以上でも対応不可能と言つているところは、佐賀県は六三・七%、対応が不可能だと。最低賃金法違反の状態、違反すれば、行政罰、民事罰、刑事罰がありますけど、そういう状況です。かといって実質賃金を切り上げていくのも、インフレになつたけれども、実質賃金が届いていない。物価上昇に実質賃金が届いていないので、実質賃金が低いままでは、インフレになればなるほど、我々は貧しくなつてくら、働く者たちは。一〇%ぐらいマイナスだったと思うけど、物価が上れば上がるほど実質賃金が上がってこないということになれば貧しくなる、経済が大きくなれば貧しくなる。だから、賃金は上げなきやならぬが、上げ過ぎると廃業ですというような、事、瀬戸際に今いるということ。

そういう状況を踏まえて、この四、五年の物価上昇局面、調整局面における

ハレーシヨンの話、賃金の話とか、そういった話を今したんだけど、二つの施策について、補助事業についての話をしたんだけど、大きな大きなこの問題について、佐賀県の経済行政をグリップしている部長に、どうしていくのか、どうしようと思っているのかという、半ばマクロとミクロのはざまの中にある佐賀県の部長としての見解を示していただきたい。

○井手産業労働部長＝まず、私の見解ということですので、率直に申し上げます。

事業者の皆様のために力を尽くします。その上で申し上げますが、今、佐賀県だけではなく、日本全体が物価高、人材不足という、委員もおっしゃられましたけど、大きな課題に直面しております。こうした中で持続的な賃金引き上げは、働く人の生活を守り、消費を下支えし、経済の好循環を生み出すために必要です。一方で、賃金引き上げは、事業者の皆様にとって負担を伴う側面もございます。だからこそ、事業者支援が極めて重要です。

物価高に対しましては、資金繰りや生産性向上の取組への支援、価格転嫁の促進などを進めております。人材不足については、高校生、大学生、UJJIタ

ーン人材の確保に加えまして、多様な人材が活躍できる環境づくり、デジタル化、リスキリング、ハラスマント対策など、幅広い課題に取り組んでおります。

その中で、私自身、県内各地域の現場に足を運び、事業者の皆様や商工団体の皆様の声を直接伺うように努めております。職員も同様です。例えば、先週金曜日には呼子で唐津上場商工会と事業者の皆様と、今日は七山で唐津東商工会の役員会の皆様と、県の産業労働施策の説明と意見交換をしてきます。

県としては、こうした様々な形で商工団体をはじめ、関係機関と連携して、

事業者の皆様の声を参考に、必要な予算確保に努め、効果的な施策には積極的に取り組む、こうした姿勢で臨みます。

私からは以上です。

○藤木委員＝もうこれで最後になりますが、最低賃金の引き上げの影響というのが、現在の最低賃金の水準が負担になっている、負担だと。時間もなかつたから中身を説明しなかつたけれども、身を切つて売り上げを維持し、利益を確保している人たちの話。そういう意味からすると、最低賃金が今現在でも適正ではなく負担だと。これが千五百円になると、もう本当に佐賀県経済界は壊滅的な状態になるかもしれない、対応が不可能と、売り上げが一億円以上の小企業、中企業の六三%の人が言っている、売り上げ一千万円未満の業者の一〇〇%が言っているということに重きを置いて、賃金が上がっていくことも大切なことなんだけど、その賃金を支給する会社の存続がまず何より大切だから、そのことに最重点に重きを置いて、より合理的な、より効率的な経済運営、会社経営とは何ぞやというようなことを求めて、しっかりと商工会議所や商工会を通じて県内の各企業に、私たちの思いとお金が合理的に、納得いくように届くように、しっかりと産業労働部を挙げて頑張っていただきたいと思いますので、その点よろしくお願いします。

三点質問させていただきました。佐賀県の農業、そして経済界にとって、どのような人材の確保に加えまして、多様な人材が活躍できる環境づくり、デジタル化、リスキリング、ハラスマント対策など、幅広い課題に取り組んでおります。私が質問を閉じたいと思います。お答えいただき、ありがとうございました。

○弘川委員長＝暫時休憩します。一時五分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時六分 休憩

○桃崎副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○下田委員＝皆さん、こんにちは。県民ネットワークの下田寛でございます。

午後のトップバッターで質問させてもらいますので、よろしくお願ひします。

今回は、一問、質問させていただきます。

まず第一問目、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターについてお尋ねをいたします。

私は、鳥栖市に住んでいますので、日常的にシンクロトロン光研究センターの建物を眺めながら生活しているわけですが、以前も質問がついていましたが、来年で二十周年を迎えるということで、改めて現在の進捗と今後の課題についてお尋ねをしていきたいと思つております。

この佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターは、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーなどのような先端分野はもちろん、環境や材料、農林水産などの様々な分野で、企業や大学、公設試等の試験研究に活用されているというような現状です。

様々な誘致企業が立地して大きな産業発展のポテンシャルがある鳥栖市において、このような地域産業の高度化や新産業の創出に資する施設があるということは、とても重要であつて、意義深いものがあるというふうに私は考えております。鳥栖市や佐賀県だけではなくて、九州全体の発展にも大きくつながっている、今後も大きな期待を持つて注目をさせていただきます。

そして、今年度、二十周年を迎えるということですが、県民の認知度が、じや、どこまであるのか。知つてはいるけど、どこまで認知度が高いのかなと言われると、まだまだ知つてもらいたいなという印象も個人的には持つています。

改めて九州の佐賀県鳥栖市にこのすばらしい施設があることを県民にしつかり

と知つてもらつて利用拡大の一助としていくこと、これも非常に大きな役割であると考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをしていきます。

まず、おさらい的になりますが、九州シンクロトロン光研究センターの概要についてですが、まず、この九州シンクロトロン光研究センターの設立目的はどういったものであるのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターは、平成十八年、二〇〇六年二月に開設されました地方自治体が設置した国内初のシンクロトロン光研究施設でございます。

研究の中心は、シンクロトロン光を産業分野に活用するための応用研究でございます。応用研究とは、基礎的な科学知識を製品開発や技術革新に結びつける研究でございます。この研究成果を地域産業の高度化や新しい産業の創出につなげることを目的として設立されたものでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今の目的に沿つて様々な活動が今されているわけです。

それで、二番目のセンターの機能についてですけれども、実際、このシンクロトロン光研究センターは、今のような目的に沿つてどのようなことができる施設なのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝シンクロトロン光は、電子を真空中で光速に近い速度まで加速し、その進行方向を電磁石で曲げたときに発生する強力な光でございます。この光源加速器から取り出した光をビームラインを通じて対象物に照射することで、その構造や成分を高精度に解析することができます。

九州シンクロトロン光研究センターでは、県が設置しておりますビームライ

ンが七本、企業や大学が設置しているビームラインが四本の合計一本が現在稼働しております。それぞれ波長の異なるシンクロトロン光を用いまして、照射した物質の分子配列や、そこに含まれる成分を解明するなど、多様な分析が可能となっております。

一例を申し上げますと、あるビームラインでは、蛍光X線分析という分析手法で、物質を破壊することなく微量元素を検出することができます。この技術は、材料科学、環境科学、医学、生物学や考古学、科学鑑定など幅広い分野に応用されているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今、いろいろ説明をいただきました。なるほどねということで頭では分かるんですけども、じゃ、実際どうなのかなというところがちょっとやっぱり一般人にはよく分からぬというような特徴もある。だからこそ、先端技術なんだと思いますけれども、そういうことでいろんな活動をしていらっしゃるということで、今、御説明をいただきました。

それでは、(二)の九州シンクロトロン光研究センターの活動内容についてお尋ねをします。

まず、近年の利用状況についてです。

多くの企業や大学、施設が利用していると思いますが、近年の利用状況がどうになっているのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝県が設置しております七本のビームラインの利用状況についてお答えをさせていただきます。

最近の企業や大学、公設の試験研究機関によります利用件数は、年間で百五十件から百七十件程度で推移しております。この内訳ですが、企業が約五割、大学が約四割、公設試が約一割となっております。

具体的な利用例を挙げますと、企業では半導体用シリコン基板表面の精密分

析、または極めて微細な歯車ですか、医療用検査機器の部品の開発、こういったところに利用されております。また、大学では、ダイヤモンド半導体結晶の品質検査、また、神埼そうめんの食感の研究、こういったところでも活用されております。

また、公設試におきましては、「サガンスギ」の高強度のメカニズムの解明であったり、花卉の新品種育成に関する研究、こういったところに活用されているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今、御紹介いただきました。近年だと「サガンスギ」等の研究にも使われているというところで、佐賀県の政策にも寄与しているというところで、これ、企業等も絡んでいることですから、なかなか表では言えない部分というのもあるんでしょうけれども、様々な面で活用いただいているという状況と理解をいたします。

では次に、研究以外の活動についてですが、研究以外にも様々な活動を行っていると聞いておりますが、具体的にどのような活動を行っているのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝研究活動にとどまらず、地域社会との交流にも力を入れているところでございます。大学や高専の学生であったり、高校生などを対象とした施設の見学会、また、県民向けの一般公開を実施しております。

令和六年度の施設見学会には、県内外から延べ十三校四百二十二名の方に御参加いただきました。さらに、今年九月に行いました一般公開では、親子連れを中心に三百八十四名の方に来所いただいております。

また、人材育成にも取り組んでおりまして、大学生や若手研究者などを対象に、研究員による講義や各所での講演などを毎年開催しているところでございます。

さらに、情報発信の面におきましては、年報や利用報告書などをホームページで発信しているところでございます。

このように、より多くの方にシンクロトロン光研究センターの周知を図り、最先端の研究施設が佐賀県にあることを知つてもらう取組も行つてはいるところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。一般公開等の御紹介、あと人材育成とか講演会等の御紹介をいただきました。ビラとか、サンメッセ鳥栖とかでやっていたりしますので、そういうものを私も見たことがあります。ただ、専門性が高過ぎて何をやつていてかよく分かんないという、素人的にですね、言い方はちょっと悪いですけれども、そういうところはあると思います。ただ、すばらしいことをやつているんだろうなということだけは、よく分かります。

一般公開でも四百人前後の方々が来てくださるということで、これが多いのか、少ないのか、よく分からないですけれども、多分来てくださっている子供たちは、確実に科学に興味がある子供たちなんだろうなと思います。

個人的には武雄の宇宙科学館みたいな、一般の子供たちがわざっと来れるような施設になつてくれるとうれしいなと正直思つてはいるんですけど、ここはあくまで研究機関なので、そこにどれだけの子供が来てくれるのかというの、指標があるわけではないので分かりませんけれども、もつと分かりやすく、科学つて楽しいんだなというのを一般の人たちが体感できるような仕組みになると、鳥栖にというか、地元にあるメリットを子供たちがもつと感じてくれるのではないかなというふうにも思つておりますので、引き続き、一般公開等、特に子供たちに知つてもらうことが一番大事だと個人的には思つてはいますので、そういうた面もぜひ今後も検討していただきたいなと思つております。

次に、課題についてです。

まず、施設の維持管理についてです。

もう二十年たちますので、老朽化の問題とか、随時、議案等も上がつてはいる面というのはあります。施設の維持管理に關してどのような課題があつて、どのように対応していくかと考えてはいるのか、その認識をお伺いしたいと思います。

○川原ものづくり産業課長＝施設の開所から間もなく二十年が経過しようとしておりまして、先ほど委員も御指摘されました、一部、設備の老朽化が進んでおります。安定的な稼働を維持するためには、老朽化した設備の更新が必要となります。

設備は、専門的で高度なため、製造から設置までに時間を要する上、設置時には光源の加速器などを停止して更新作業を行う必要がございます。そのため、センターを利用されている企業への影響を最小限に抑えるべく、事前に資金計画と更新スケジュールを策定し、複数年にわたつて更新を進めているところでございます。

現在、この更新に係る総事業費は、令和四年度から令和九年度までの六年間で、約六億八千万円を見込んでおりまして、引き続き、ユーザーと進捗を共有しながら計画的に進めていくこととしております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。計画的に進捗を図りながら更新をしていくようなお答えであります。

次に、施設の運営についてですが、施設の運営に關してどのような課題があつて、どのように対応していくのかというところをお伺いしたいと思ってます。

今、施設の老朽化に關して御答弁をいただきました。これは当然、更新をしてもらつてはいるわけですが、最近の物価高騰の話、あと電気代の高騰と

かもあります。こういったことを含めると、県としても、さらに予算の追加とかもしていかないといけないのかなというふうにも思っております。

また、さつき子供の話をしましたけれども、当然ですが、利用者もどんどん増えていつもらわないといけないわけで、こういった課題等も感じるところです。そういうことも含めて、どういった課題があつて、どのように対応していくかというところの県の認識をお伺いしたいと思います。

○川原ものづくり産業課長＝シンクロトロン光研究センターは、その性質上、大量の電力を消費いたします。近年の原油高などの影響で電気代が高騰しております。このため県では、物価高対策といったしまして、施設運営を圧迫しております。このため県では、物価高対策といったしまして、増加した電気代を支援しているところでございます。

さらに、空調設備の更新に合わせまして、地中熱の利用や太陽光発電の導入、こういったところの可能性も検討しながら、ランニングコストの抑制についても模索しているところでございます。

加えまして、センター自身も来年度から利用制度と利用料金の見直しにつきましても検討されておりまして、収入増に向けた取組も進めているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。この前、質問したような再エネのエネルギーの活用等で、電力、地中熱とか太陽光ということも今検討されている状況だということでした。あと、利用者増については、今、様々なところで増やしていくような、県外でも営業とかもされていらっしゃるということだったと思います。

こういったところは、競合が多いわけではないんですけれども、いかに増やしていくのかというところでは、そういったところでさらに利用者を増やしていくところは注力をしていただきたいと思っております。

次に、最後の質問ですが、今後の取組についてです。
鳥栖市には、また別に九州国際重粒子線がん治療センターという加速器を用いた高度な治療施設もあります。シンクロトロンとの連携も可能なのだろうとふうにも思っております。例えば、民間では、量子線機構等を活用して、アジアに向けて、世界に向けて、様々な取組をしていくかというような議論もあつていると認識してもおります。

さつきも最先端の技術ということで、民間、あとは宇宙とか、県外の研究機関等との連携というのも、物すごく進んでいくわけなんですけれども、やっぱり二十周年という節目を迎える中で、さらに九州シンクロトロン光研究センターを中心に、佐賀県だけではなくて、九州や全国、ひいては世界に向けたインパクトある活動をしていただきたいというふうに思っております。

こういったことを踏まえて、他施設との連携など、今後、どのように取り組んでいこうと思っているのかをお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝九州国際重粒子がん治療センターと九州シンクロトロン光研究センター、この両施設とも加速器を用いて高速に近い速度まで電子や重粒子を加速する点では共通しているところでございます。（副委員長、委員長と交代）ただし、九州国際重粒子がん治療センターは、がん治療に特化した医療施設でございます。一方で、九州シンクロトロン光研究センターは、物質の評価、分析を目的とした研究施設でございます。目的が異なりますことから、これまで具体的な連携に至った事例はございません。

しかしながら、九州シンクロトロン光研究センターは、先ほど委員からも御指摘がありましたが、来年二月で開所から二十周年を迎えます。最近では、航空宇宙産業で期待されるダイヤモンド半導体結晶の品質検査、さらには、農林水産分野では「サガンスギ」の強さの解明、佐賀の柔らかさの解明、「佐賀牛®」の凍結精子の研究などにシンクロトロン光が利用されるなど、当初想定

していなかつた様々な分野での利用が広がり、さらなる拡大も見込まれております。

今後も、九州で唯一のシンクロトロン光施設として、鳥栖市という交通の要衝、そして、多様な産業が集積する立地の強みを生かしまして、県内の企業や大学はもとより、幅広い機関との連携を可能な限り検討していきたいと考えております。

そして、県内の企業や大学を優先しながらも、委員から御提案がありました県外からの利用の拡大も図りまして、地域課題の解決、新産業の創出、そして、地域産業の高度化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でござります。

○下田委員＝課長、答弁ありがとうございます。

部長に聞きたいんですが、言われていることは、もう間違いないと思つておられます。今、課長からも答弁がありましたとおり、二十周年ということ、あと、九州で唯一の施設ということでもあって、非常に大切な、重要な拠点であることは、もう間違いない話だと思つています。

ただ、もっと県民の認知を広めてもらつて、さらには、こういった研究をや

つていいんだよというところが県民に伝わっていくこと。これはやっぱり郷土の誇りにもなると思ひますし、これから発展していく佐賀県に向けて、さらなる発展が見込める大変重要な施設だと思つております。

さつき、僕も紹介しましたが、民間でも新たな動きが始まつていて、これはまだ議論ベースなので、具体的なものはまだまだこれからである。ただ、時代をキヤツチアップしながら先導していくのが佐賀県の在り方だと思つております。

そういう点を踏まえると、やっぱり二十周年を機に、いかに、より発展させていくという視点は非常に大事だと思つておりますが、部長はどのようにお

考えでしようが。

○井手産業労働部長＝先ほどの質問と答弁のやり取りで、基本的にはしつかりポイントは、私自身のポイントは押さえていると思っているんですけど、大切なことは、まず、シンクロトロン光が最先端の研究機関、研究施設ということを引き続きしつかりPRしていくことが基本的には大事で、その上で設立から二十年たちまして、SUMCOさんの研究でありますとか、各種大学の研究でありますとか、そのポテンシャルを発揮しておりますし、今後、ますます発揮できると思つております。

これまでには県内の企業さんを優先ということで来たんですけど、も、優先しながらも、空いたときは県外のいろんな研究を取り込んでいつて、佐賀県のためにいろんな研究をしてもらうということで、そのメリットも波及させていくというようなことも続けていきたいと思います。

さらには、そういう最先端の研究とあわせて、佐賀の課題でありますとか取組、まさに今やつております「サガンスギ」、佐賀のり、「佐賀牛®」等々、そうした課題に対してもしつかりやつていくというのが、私の中で大きく二本あります。

さらに、理系人材育成事業に取り組んでおりまして、この先、理系を進路として選択する子供たちが統計上も少なくなつておられますので、こうした施設を拠点として、例えば、多久の産業技術学院におきましては、今年、「SAGA×Out of KidZania 2025」を開催して、そこを拠点にしてたくさんの中学生たちを集め、そして、ものづくりの即戦力人材を育成する県立技術学院のPRも思い切つて行つたというのもあります。広報媒体での広報とあわせて集客、子供たちを集めて何か仕掛けをするというのが非常に大事だと思ひますので、そういうのを掛け合わせてPRしていくというのが、何よりもまずやるのは、この施設が最先端だということをしつかりPRしていくという

ことだつたので、そうしたものと併せて子供たちにもしっかりとPRしていくと
いうことをやりたいと思います。

私からは以上です。

○下田委員＝ありがとうございます。課長と部長が言つていただいた部分は、
とても大事なことだと思つています。せつかく二十周年を迎えるのであれば、
研究者だけとか、肩書のある方だけとかではなくて、今おつしやつていただき
た子供たちも含めて、あと、多久の「SAGA×Out of KidZania
ia 2025」は、すぐかつたらしいですね。僕はあのとき、別のことでの多久
にいたんですけど、「今日は多久がすぐかつたんだよ」と言つていて、きつ
と多くの子供たちの思い出として残つた日だつたんだろうなと思つています。
そういつた仕掛けが、そういう節目のときにしっかりと思い出に残るようなこと
があれば、また将来にもつながつていくと思つております。ぜひお願ひしたい
と思います。よろしくお願ひします。

次に、産業DX推進及びスタートアップ支援の取組についてお尋ねをいたし
ます。

昨日も「RYO-FU BASE」を視察させていただいて、産業スマート
化センターですね、すごいわくわくして楽しかつたです。最近の動きということ
が分かって非常に勉強になつたなということ、あと、これから佐賀県はどうな
つていくのかなというような期待をさせていただいた、そんな視察になつたと
思つてています。

前にも言つたかもしれないんですが、私、今、県議会議員になつて二期目で、
僕が当選させてもらつた時期がDX、スタートアップの動きが国を挙げてどん
と出てきて、私たちも、当時、一期生のみんなで企画してスマート化センター
の視察をさせてもらつたりして、その流れに乗つてDXとスタートアップがぐ
つと全国的にも、特に佐賀県は全力で駆け上がつていつたというようなイメー

ジがあつて、思い入れのある事業であります。
僕は、過去にもこの質問をしたことがあるので議事録を読み直しました。そ
したら、結構私のほうが、答弁もそうちだつたんですけど、わくわくしながら、
この先どうなつていくんだろうというような期待感にあふれた質問というのが
文字からも伝わってきて、で、今に至つてはんだなというのが感じられるよ
うなことを、この質問を作つていての間に感じていてました。

最近の動きとしても、令和六年度、国内における先進的なDXモデルを表彰
する「日本DX大賞」で、行政機関・公的機関部門の特別賞を受賞されたとい
うこと。スタートアップ関連でも、九州経済産業局が、今後の飛躍・成長が期
待されるスタートアップを選定する「J-Startup KYUSHU」で、
県の伴走支援を受けた四社が選定されて、また、九州における革新的ビジネス
の創出を推進する代表的アワードである「九州ニュービジネス大賞」において
も、県内スタートアップが優秀賞・奨励賞を受賞するなど、県の支援が着実に
成果につながつてきているというふうにも感じています。
令和六年八月には、産業労働部の産業DX・スタートアップ推進グループが
展開してきたDX及びスタートアップの支援の取組を、公益財団法人佐賀県産
業振興機構が継承して、同財団の中に新組織である「さが産業ミライ創造ベ
ース」、通称「RYO-FU BASE」が開設されています。
こちらの「RYO-FU BASE」では、ビジネスプランコンテストや起
業家の成長段階に応じた個別伴走型プログラムなどのスタートアップ支援に加
えて、デジタル人材育成によるリスキリングが佐賀県産業スマート化センター
を通したDXの支援などで、多様な挑戦や業務改革に取り組む企業・起業家が、
自らの力を最大限に発揮できるように後押しをされているといったお話を昨日
も聞かせていただきました。

そこで、次の点についてお伺いしていきたいと思います。

まずは、佐賀県の産業DX・スタートアップ推進室及び同グループのこれまでの実績についてお尋ねをしたいと思います。

○横町産業政策課長＝令和二年度に産業DX・スタートアップ推進室を立ち上げて以降、県外アワードの受賞件数は大きく増加しております。令和二年度は年間一件でございましたが、令和五年度には年間十四件となり、四年間の累計では延べ三十一件の受賞実績となっております。

スタートアップ分野では、支援先企業が内閣府男女共同参画局の「女性のチャレンジ賞」を受賞したほか、経済誌「Forbes JAPAN」の次世代の起業家・リーダーを選ぶ「Forbes JAPAN NEXT 100」に掲載されるなど、全国的にも高い評価を得ております。

DX分野では、佐賀県産業スマート化センターの利用が拡大し、オンライン利用やイベント・セミナー参加を含めた延べ利用者数は、令和二年度の約二千五百人から令和五年度には約四千四百人へ増加しております。

さらに、「日本DX大賞」において、行政機関・公的機関部門の特別賞を佐賀県として受賞するなど、DX推進の取組も評価されているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。改めてまとめていただきました。設立当初から少しあつてからは、メディアにも結構露出があつて、いろんなところで公開されていたというような印象を持つていて、佐賀県やりよるなどいか、新しい分野、この分野つて、なかなかなじみがないので、ここをこう地ならしして、広報して、皆さんに知つてもらつた上で、ああ、これからこういう分野が伸びていくんだなというのをいかに認知してもらうかというところは、多分、これは佐賀県だけじゃなくて国を挙げて、また、全国の自治体も悩んでいると

ころだと思うんですけども、そこの先駆けとして佐賀県はいろいろな実績をつくつてこられたというふうにも思っております。

それでは、(二)の「RYO-FU BASE」についてですが、まず、役割及び特徴についてです。

令和六年八月に新たに開設されました県内のDXやスタートアップ支援を担う「RYO-FU BASE」の役割及び特徴についてお尋ねをしたいと思います。

○横町産業政策課長＝「RYO-FU BASE」は、県の産業DX推進とスタートアップ支援を担う中核拠点として、令和六年八月に佐賀県産業振興機構に設立されました。県の組織から民間への移行により、柔軟かつ機動的な支援体制を目指しております。

その特徴は、三つでございます。一つ目は、専門性です。幅広いネットワークと高度なノウハウを持つ専門家集団を形成し、企業の課題に応じてアドバイスや伴走支援を行います。

二つ目は、スピード感です。生成AIをはじめ、最新のデジタルツールを活用し、企業ニーズの変化に即応することで必要な支援をタイムリーに提供いたします。

三つ目は、複合的な支援です。佐賀県産業振興機構が有する多様なメニュー やネットワークを生かし、「よろず支援拠点」やイノベーションセンターなどと連携して一体的なサポートを提供いたします。

「RYO-FU BASE」という名称は、幕末に佐賀藩が建造した日本初の国産蒸気船「凌風丸」に由来します。「凌風丸」は、風に頼らず自らの力で進む革新的な蒸気船であり、佐賀藩が挑戦した先進技術開発の象徴でございました。その精神を現代に受け継ぎ、未来を切り開く企業、起業家を支援し、共に成長する拠点を目指しております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。「RYO-FU BASE」は、専門性や

スピード感、そして複合的な支援をしていくというようなお話をやつていただいているところです。

では続いて、実績についてお伺いしますが、「RYO-FU BASE」のこれまでの実績についてお尋ねしたいと思います。

○横町産業政策課長＝まず、DX分野では、令和六年度の佐賀県産業スマート化センターのオンライン利用や、イベント・セミナー参加を含めた延べ利用者数は、約四千五百名と高い水準を維持し、県内企業二十二社に対しまして、生産性向上やデジタル導入の伴走支援を実施しました。

今年度は、デジタル人材育成で「リスキリング200」を掲げ、プログラミングスキルを持つ人材百名、生成AI活用スキルを持つ人材百名を育成しております。デジタル環境の変化に応じ、毎年度、テーマを柔軟に見直しながら取り組む方針であり、来年度は、この方針に基づきデータサイエンティスト育成にも取り組みたいと考えております。

支援対象も広がっております。大学と連携し、大学生と社会人がチームを組み、地元企業である「株式会社ミズ」の課題解決に挑戦するプログラムや、佐賀バルーナーズと連携し、中学生が生成AIやデザイン、広報などを体験しながら、働く楽しさや地域の価値を感じるプログラムなど、次世代人材の育成も進めております。

スタートアップ分野では、事業成長の事例として、「RYO-FU BASE」の支援先である「株式会社SA-GA」が、学校現場で校納金収納事務の負担を解消するため、「学校PAY」を開発・運営し、木村情報技術株式会社とパートナー契約を締結し、共同運営を開始したことで、さらなる成長が期待される事例なども生まれております。

また、「RYO-FU BASE」のスタートアップへのきめ細かな伴走支援が画期的だとして、テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」で紹介される

など、全国的にも注目されています。

○下田委員＝ありがとうございました。様々な実績について御答弁をいただきました。テレビ等でも取り上げられたということで、先進的なことをやっていらっしゃるというような御答弁だつたと思います。

続いて、その評価についてですが、今、答弁があつたとおり、「RYO-FU BASE」設立後に県外からの視察やメディア等でも取り上げられているというふうに聞いております。

昨日、視察に行ってすごくおもしろいなと思ったのが、部長から、いろいろチャレンジをしてくれと言われているということで、失敗を恐れずに挑戦して楽しむ文化を重視しているというお話、あとはグローバルニッセイ企業を生み出すことを目指しているというような話もあつたと思います。

やっぱり佐賀らしさとか、そういうものをいかに追求するかという視点なんだと思います。あとはブルーオーシャン思考ということで、ゼロからイチをいかに生み出していくのか、ここが一番もどかしいところでもあるんですけども、そういう挑戦的な活動をしているというようなことがありました。きっと、そういうところがメディア等にも取り上げられる特徴的な取組が生まられてきているのかなというふうにも思つております。

そういうことも含めてですが、今、「RYO-FU BASE」は、様々な点で評価されていると思うんですけども、どういった点が評価されていると思われているのかをお尋ねします。

○横町産業政策課長＝「RYO-FU BASE」は、DXとスタートアップの両分野で、課題やフェーズに応じた、多様で、きめ細かな支援メニューをそろえています。

まず、DX分野では、佐賀県産業スマート化センターを軸に、個別伴走支援

を通じてモデルケースを創出し、横展開を進めております。例えば、経理などの事務作業に八時間かかっていた業務を、わずか三十分に短縮した事例や、紙で管理していた社内情報をデジタル化し、データの可視化によって営業の幅を広げた事例。そして、インスタグラムなどのSNSを戦略的に活用し、インバウンド客の増加を達成した事例など、業務効率化や生産性につながる成果が生まれております。

さらに、DX推進には、経営者の理解が不可欠であるため、経営者向けセミナーーやコミュニケーション形成にも注力し、企業全体でDXを進める土壤を整えております。

スタートアップ分野では、ビジネスプランコンテストによる挑戦機会の提供、事業確立に向けたプランの磨き上げ、プロモーション力や資金調達力の強化など、必要に応じた伴走支援を実施しております。

「RYO-FU BASE」は、県内企業や起業家に寄り添い、課題を丁寧に聞きながら、解決策を共に考える伴走型支援を徹底しております。

こうしたきめ細かなサポートにより、直面する壁を早期に乗り越えられるよう、後押ししております。

このように、県内企業や起業家の状況や成長段階に合わせ、必要なサポートを柔軟に提供する仕組みが評価されていると考えております。

以上でございます。

○下田委員=分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問にいきたいと思いますが、スタートアップに挑戦する起業家の育成支援についてお尋ねをしたいと思います。

今、「RYO-FU BASE」等を通した実績とか評価についていろいろ御答弁をいただきましたが、実際の県内のスタートアップの現状というのがどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○横町産業政策課長=県内のスタートアップは、地域課題をビジネスで解決するソーシャルビジネス型の取組を中心に、「RYO-FU BASE」の伴走支援を受ける企業が、毎年、五社程度増えており、おもしろい取組を行う企業も多くなっております。

例えば、「株式会社HONZAN」は、廃棄される酒かすの有効活用、農家の収益向上、伝統的なお酢製造法の保存という二つの課題解決を目指し、「佐賀県赤酢プロジェクト」に取り組まれています。

また、「フィッシングパークひらの」は、元教員の起業家が唐津市厳木町の釣堀を継承し、管理釣場に再生されています。さらに、バラ園やキャンプ場の整備、池の増設を進められ、地域活性化に貢献されており、メディアでもローカルスタートアップとして紹介されたところです。

加えて、「千紫万紅」という事業者の方は、独自の染色技術でオリジナル染め菊ブランドを立ち上げ、二〇二四年には、佐賀県で初めて農林水産省の花の六次産業化認定を取得されています。廃棄対象だった規格外の菊を活用し、フランワーロス削減にも取り組んでおられます。

以上でございます。

○下田委員=ありがとうございます。様々な事例も踏まえて、いろんな企業が出てきているというようなお話をいただきました。その中でソーシャルビジネス型のものも出てきているというお話で、これはもしかしたら、何でしょうね、地域ならではの特徴なのかなというふうな、もしかすると、そういうものは大都市にはなかなかないのかもしれない、佐賀県ならでは、地域ならではのスタートアップなのかなというふうにも思いました。

続いてお伺いしますが、そういうふたつスタートアップを広げていくための課題についてということです。

僕、昨日も質問したんですが、ビジネスプランコンテストとかやっていると

いうことで、優勝したら百万円でしたか、そういうような話もあつたと思うんですけど、初めはいいと思うんですよ。これを継続してやつていつたら多分枯竭していくと思うんですね。なので、そういったところに關してどうやつて掘り起こしていくのかというところ、アイデアソンを通してリスクリキング人材からスタートアップ候補を継続的に掘り起こしていくますというようなお話を昨日いただいたとは思います。

そういうたことも踏まえて、これからスタートアップの人材を育てながら、いかに起業へとつなげていくのかというところは、これから継続していくためには非常に大事な視点だと思つております。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○横町産業政策課長＝新しいビジネスのアイデアを持たれているものの、スタートアップとして事業化に挑む起業家は少ない状況でございます。大きな課題は、収益化を含む具体的な計画の策定にあります。多くの場合、専門家不在のまま検討が進み、実現可能な計画までに至らない事例が目立ちます。さらに、起業に必要な資金が不足し、事業化に向けた検討が途中で止まるケースも少なくありません。こうした要因が、アイデアを実際の起業へ結びつけることを難しくしていると考えております。

こういった状況を踏まえ、「R Y O—F U B A S E」では、委員がおつしやつたいろんなアイデアを事業化するところを伴走支援という形で進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝現場も悩みながら、いろいろと試行錯誤しながら広げていこうということでいらっしゃるのだというふうにも思います。

続いて、三番目の質問ですが、スタートアップに関する育成支援の今後の取組方針についてです。

さつき答弁もいただきましたけれども、地域課題の解決や文化の継承などを重視するような、いわゆるソーシャルビジネスとの親和性が高いのだろうとうふうに思います。そういうたソーシャルビジネスを含めたスタートアップに関する育成支援についての今後の取組方針や方向性についてお尋ねをします。

○横町産業政策課長＝事業化に至るまでのプロセスを後押しするため、アイデア段階で挑戦が止まらない仕組みにすることが重要だと考えております。県内で多く見られるソーシャルビジネス型の事業も含め、起業に必要な資金の補助、クラウドファンディングや投資、融資による資金調達を支援してまいります。

さらに、必要な支援を、必要なタイミングで提供する伴走型の個別支援により、起業家一人一人に寄り添つたサポートを行つてまいります。アイデアを持つ人が実際に起業へ踏み出し、持続可能な事業として成長できる環境を整えることで、スタートアップの裾野を着実に広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員＝分かりました。ぜひ肅々としつかり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これは、佐賀県で育った企業が、全国、ひいては世界に向けてイノベーションを起こしていくというようなイメージで私は思つていてるので、ソーシャルビジネスはもちろん大事なんですが、そのソーシャルビジネスから世の中の価値観が変わっていく。ぜひそういうたところまでの支援をお願いしたいというふうに期待をさせていただきます。よろしくお願ひします。

次に、今後の取組方針についてです。

まず、「Start upの聖地SAGA」とするための今後の取組についてです。

これは、もともと「Start upの聖地SAGA」というような事業名であつて、この事業が出てきたとき、かなりでかいところから来たなどというよう

な印象でわくわくしたのを今でも覚えています。

県では、これまでの取組で支援先のDXやスタートアップに取り組む企業が、先ほども御紹介いたしましたが、県外アワードなどを多数受賞するなどの評価を結構多く受けています。

今後、起業家から、スタートアップをするなら佐賀と言われるような環境を実現するために、どのような取組を進めていこうと思つてているのかについてお尋ねをします。

○横町産業政策課長＝「RYO-FU BASE」には、充実した支援体制が整い、支援先企業は、県外アワードを多数受賞するなど、一定の成果を上げ、評価も受けているところでございます。こうした成果を県内にとどめず、積極的に県外へ発信し、佐賀で起業すれば成長できる環境があるということを広くアピールすることが重要です。

今年度は、その第一歩として成果発表の場を福岡県にあるスタートアップ拠点「C I C F u k u o k a」で開催し、県外の支援機関や起業希望者に「RYO-FU BASE」の取組と成果を直接伝える予定でございます。

今後もこうした取組を続け、県外への発信力を高めることで、佐賀を「Startupの聖地SAGA」として確立していきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員＝最後のところは昨日もお話ししていただきましたが、福岡のほうで広報して取組をいかに多くの人に知つてもらうかということを言つていました。ありがとうございます。

二番目の質問ですが、スタートアップの持続的成長やデジタル人材の県内定着に向けた今後の取組方針についてお尋ねをします。

県の取組によってスタートアップやデジタル人材が増えていく、そして、多様な働き方や人材の裾野は広がりつつある。ただ、依然として人材の県外流

出の課題が残つているとも思つていています。やはりどうしても、ある程度育つたら大都市でやつたほうがいいんじやないかという思考というのは、経営されている方なら当然あつてしかるべきだとも思つています。

こうした状況を踏まえて、県内発スタートアップの持続的な成長やデジタル人材の県内定着に向けた今後の取組の方針についてどう考えているのかをお尋ねします。

○横町産業政策課長＝スタートアップが県内に定着し、持続的に成長するためには、県や「RYO-FU BASE」の支援に加え、企業、金融機関、大学、行政が相互に連携することが重要です。

そのため、協業や販路開拓、資金調達など、事業確立に必要な環境づくりを各機関と連携して進めてまいります。

最近では、県内金融機関によるスタートアップ応援ファンドの創設や、JICA九州、日本政策金融公庫、ジエトロ佐賀、佐賀県産業振興機構などが共催します海外展開支援セミナーの開催など、地域の多様な機関を巻き込んだ取組が進み、スタートアップを支える基盤が徐々に広がっております。

今後も、こうした連携をさらに深め、県内に根差したスタートアップが継続的に成長できる仕組みづくりを推進してまいります。

一方、県内企業では、DXを進めたくても、担い手となるデジタル人材が確保できないという課題があります。このため、デジタル技術を持つ副業人材の活用など、多様な働き方を後押しし、企業で活躍する機会を広げてまいります。多様な働き方が浸透すれば、デジタル人材の県内定着が進み、企業のDX推進が加速いたします。

引き続き、佐賀には多様な働き方と成長の機会があることを若い世代を含め幅広く発信してまいります。

以上でございます。

○下田委員＝課長、ありがとうございました。これからも引き続き力強く推進していただきたいということを切にお願いしたいと思つております。

そういうことを踏まえて部長にお伺いしたいんですけども、僕、今回質問させてもらつて、昨日もお答えいただいたんですけど、やっぱりメディアの露出が減つたなという印象を率直に持つてます。県で主導していたときはメディアに結構出ていたので見ていましたけど、「RYO-FU BASE」さんに外部委託されてから、めちゃめちゃ様々な活動をやつて、多分もう全国でも屈指レベルの活動をしている分野もある。んですけど、あんまり伝わつてこないような現状というのがどうしてもある。これは外に出たからしようがないと言つてしまえばそうなんですが、ただ、さつきからずつと言つてますけど、これつて、「Startupの聖地 SAGA」なわけですよ。世界を見据えたスタートアップをやつしていくというのが、この事業の肝であつて、佐賀だからこそ、むしろ世界を目指せる起業環境がある。これは昔の答弁でもいたでていきましたけれども、果たしてそういう視点でどこまで物事ができているのかと考えると、今、現場で一生懸命取り組んでもらつてているんですけど、なんか惜しい感じが感覚としてあるんです。

最近だと、例えば熊本市、熊本県とかは、十二月の頭にクラスターをつくるというような話があつたりして、熊本つて、たしか佐賀県に視察に来ていたことがあつたんじゃないかなと思つて、そういうことを見ていると、あれ、佐賀県を通り越して熊本のほうがどかんといつているのかなと。そういう議論をすると、ここは慎重にならないといけないんですが、いやいや、熊本はでかい町だからですねというふうになつちやつたりして、本来はそうではないはずです。

あと、静岡県なんかもスタートアップ先進県ということで国に要望活動を二月二日に、僕は全国紙で見たんだと思うんですけど、そういう活動があつた二月二日に、僕は全国紙で見たんだと思うんですけど、全部そうですが、りして、ある程度、DX、スタートアップがなじんできて、これから全国に向

けて、うちの町が発信していくぞと。

九州もやつてあるじやないですか、北九州市とか福岡市とかが連携した、九州のそういうたスタートアップをやりましようという取組があつたりして大々的になつてきている中で、佐賀県が今取り組んでいる全国レベルのものがあるはずなのに、これがなかなか脚光を浴びてないんじやないかなというふうに感じてしまうんです。

なので、そこを考えると、もともとの目的であつたスタートアップの聖地を目指すというようなところが、さつきのソーシャルビジネスとかニッチなどころを目指すのはもちろん大事です。で、佐賀県の産業が発展していくのは、もちろん大事なことなんですが、ここで収まつてもらつたら困るわけで、ここからいかに世界に飛んでもらうかというのが佐賀県の視点なわけですよ。

こここの部分というのが、「RYO-FU BASE」になつたからこそ、できただよというふうになつてもらわないといけないし、「凌風丸」が佐賀県の未来をつくつていくんだけよというようなところのメッセージが、もつともつと入つてこないともどかしいといいますか、外に出した意味がないといいますか、そういうたところで何というかな、物足りなさ、実績はあるけれども、伝わつてこない、そういう物足りなさというものを一部感じています。

なので、やっぱり佐賀県がこの分野はトップランナーで行くんだというところが、たとえ大都市がこれだけ頑張つていたとしても、実はすごいのは佐賀県なんだよというようなメッセージがこないと、やっぱりもつたないし、次对未来に向けての誇りにつながつていけないと思つています。

これから県立大の議論とかもあつて、恐らくこの分野はもつと脚光を浴びてくると思うんですね。そういうたときに向けて産業労働部として、これは産業労働部の肝煎り事業の一つと私も認識していますので、全部そうですが、そういうた中で部長はどのように考えていらつしやるのかというのをお尋ねし

たいです。

○井手産業労働部長＝委員おっしゃったことは、実は産業労働部全体の課題だと私は思つていまして、例えば、「RYO-FU BASE」だけじゃなくて、工業技術センターも、産業技術学院も、シンクロトロンも、本当にすばらしいポテンシャルを持つつていまして、研究成果もすばらしいものがあつて、これがスーパークしないのはおかしいよねということが確かにあります。

そのために情報発信ということになると思うんですけど、一つはやっぱりマスメディアを通じた発信、取材を受けてということになります。それともう一つは、記事広告といいますか、有料の広告をしつかり打ち出していくという」とだと思います。あとはSNSの発信だと思います。

そのときに私が何を思うかというと、「RYO-FU BASE」の基本的なスキームは、おもしろくて実効性のあるものなんです。なので、これは課題にもきちんと対応しているし、「RYO-FU BASE」、このチームに私が言ったのは、どんどんチャレンジしてねということを言いました。そこで化学変化が起きるんじやないかというのを期待して、そうした仕掛けですね、何らかの仕掛けを含めて、先ほども言いましたけど、いろんな集客につなげたり、それを踏まえて発信したりという、事業そのものを光らせてもつと発信していく。そういういろいろな仕掛けを組み合わせて複合的にやつていて、何かのトリガーで刺さるというような形になりますので、そういうところを、「RYO-FU-BASE」を取り上げていただきて本当にありがたいんですけども、それ以外の組織も今一生懸命やつております。そうした取組を続けていきたいと思います。

私からは、以上です。

○下田委員＝もちろん全てが光る、産業労働部の事業も、農林水産部の事業も、

全部が光る事業であつてほしいと思っております。なので、とにかく今やつていることが、もっと皆さん目の目に入つて、佐賀県、頑張つているな、スタートアップ頑張つているなというようなところが、より実感できるような政策づくり、広報支援体制等も含めてやつていただきたいと思ってます。

佐賀県が、このスタートアップの分野で聖地ということを確実に認識をしてもらえる、そういうふた土壤になつていただきことを願つていて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○武藤委員＝ここにちは。日本共産党の武藤明美でござります。私は、今日、二問、準備をさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。質問に入ります前に、私、今朝、「ひなたまる」を食べてまいりました。佐賀県が開発された、夏の暑さにも強い、そういう新品種のお米ということで味わいました。近くの「コーポさが」で売つておりまして、買いました。残念ながら、甘みが「夢しづく」には及ばなかつたんですけども、水加減次第で本当に「さがびより」に負けないおいしいお米ができたなということを思つております。本当に頑張つて研究して生み出していただいた皆様方に心から感謝申し上げたいと思います。

それでは、第一の質問です。森林・林業の振興についてということです。

森林は、水源の涵養や産地災害の防止など多様な役割を担つていて、県民の暮らしに恩恵をもたらしています。佐賀県の森林は、戦後、積極的に植林が進められたとお聞きしておりますが、それによって杉やヒノキの人工林の多くが、現在、収穫の時期を迎えているとのことです。

引き続き、豊かな森林を守つていくためには、森林資源の循環利用を進めることが重要ではないかなというふうに思つていています。今、注目を集めている「サガンスギ」は、従来の杉より優れた特徴を持っていますが、林業試験センターによつて育まれた「サガンスギ」を活用することによつて林業の活性化につな

がるのではないかと考えております。一方で、担い手の問題や利用促進の取組も課題があると思いますので、質問いたします。

まず一番目です。「サガンスギ」を活用した山づくりについてですが、「サガンスギ」は、従来の杉より優れた特徴があるとのことです、どのような特徴なのでしょうか。

○吉良林業課長＝まず、「サガンスギ」の特徴についてお話しさせていただきます。

大きく三つの特徴がございまして、一つ目は、樹高とか幹の大きさですが、

そういった成長の速度が従来の杉に比べまして一・五倍程度早いという特徴でございます。こうしたことから、これまで杉の収穫というのは五十年から六十年かかっていたものが、三十年ぐらいと短くなりまして、収益を早く得ることができます。また、その成長の早さから、夏場の過酷な作業でございます下刈り、これは草刈りでございますが、その期間が、これまで五年ぐらいだったものが三年に減らすことができますので、管理の手間ですとか経費の削減つながると考えております。

そして、大きく二つ目ですが、木材の強度が従来の杉に比べて一・五倍程度高いという特徴でございます。「サガンスギ」は、横からの加重にも十分に耐え得ることから、建築物のはりとか、桁とか、そういったところにも利用することができます。幅が広がってくるというふうに考えております。利用する場合の木とができ、幅を少し薄くすることが可能と考えているところです。

三つ目は、花粉の量が少ないということで、従来の杉に比べ二分の一以下という特徴を持っております。このため、花粉症の発生源対策の一つとして、春先の花粉量の減少につながるのではないかと思つております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございました。分かりました。「サガンスギ」で造林で

ですが、「サガンスギ」の普及や、「サガンスギ」を活用した山づくりにどのよう取り組んでおられるんでしょうか。

○吉良林業課長＝「サガンスギ」を活用した山づくりの取組につきましては、さきに述べました三つの特徴を踏まえまして、「サガンスギ」の経営モデルを作成いたしました。そして、その「サガンスギ」の植え替えを推進しているところでございます。そうすることで経営の効率化と林業者の所得の向上、そういったことが図られますとともに、森林資源の循環利用にもつながっていくものと考えております。

また、県では、「サガンスギの森林百年構想」事業を展開しております。百年後には林業に取り組みやすい地域の杉が全て「サガンスギ」となることを目標としております。そのために、苗木生産用ハウスの整備に対する支援ですが、林業試験場に設置いたしました「サガンスギトレーニングセンター」によります苗木生産者に対する技術支援、そういったものを通じまして苗木の生産拡大に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございました。分かりました。「サガンスギ」で造林で

きている、そういう山を楽しみにしております。

次に、林業の担い手について質問いたします。
林業を通して適切に森林を維持していくために、担い手の確保とか育成が必要だと思っております。担い手の現状についてお聞きいたしますが、伐採や再造林等の作業を担う森林従事者の方たちは、どういった形で推移しているでしょうか、お聞かせください。

○吉良林業課長＝担い手の現状につきましては、森林組合などに就業している担い手の数でお答えいたしましたが、県内全体で、平成二十六年度は三百十人でございましたが、令和六年度では二百三十六人となつておりまして、この十年

間で二四%減少しております。ただ、近年は二百四十人前後の横ばいで推移しております。全体としては、その減少が下げ止まりの傾向ではないかと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございます。林業の従事者は、二百四十人ぐらいで横ばいだというふうにおっしゃいました。しかし、平成二十六年度に比べるとぐっと減っているということですが、担い手を確保したり、育成したりするために、どういったことを進めておられるでしょうか。

○吉良林業課長＝担い手を確保、育成するための取組につきましては、担い手の減少に歯止めをかけ、人材を確保、育成するため、「さがの林業再生プロジェクト」、これは令和三年度から取り組んでおりますが、その一環といたしまして、令和四年度から「さが林業アカデミー」を開講しております。こちらは三つのステップがございます。林業就業セミナー、林業体験会、林業講習会として開催しているところでございます。

そのうち、最後のスリーステップ目になります林業講習会では、約二ヶ月間において、林業試験場が中心になってやっておりまして、チエーンソーなど高性能林業機械などの資格取得、それから、実践研修を行つております。第一期生から第三期生までの十五名のアカデミーの講習が終了しております。林業への就業につながっているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝アカデミーを開いて新たな資格を取得する方たちも生まれているということで、この方が本当に携わっていただければありがたいと思います。

次に進みたいと思います。県産材の利用促進についてです。

私が住んでいる佐賀市では、最近、新しい公民館ができるたびに、木を大切

にという形でずっと木造で進められているんです。森林資源の循環利用を進めるためにも県産木材の利用促進が重要だというふうに思っております。

県産木材は、どのように利用されているでしょうか。

○吉良林業課長＝県産木材の利用につきましては、まず、県では、公共建築物などにおきます県産木材の利用を促進するために、県が整備する建築物は木造化を推進し、また、高層、低層にかかわらず、県民の皆様の目に触れる機会が多い部分を中心に、例えば壁ですとか床ですとか、そういうところの内装の木質化を推進しております。

木造化、木質化の事例といたしましては、令和六年度に各土木事務所に排水ポンプ車を配置しておりますが、その排水ポンプ車の格納庫ですとか、令和七年度には波戸岬キャンプ場のトイレ、それから、吉野ヶ里歴史公園のサニタリ一棟などに県産木材を使用して建設しているところでございます。

また、公共土木工事におきましては、これまでに河川ですとか、クリークの護岸工事、それから、自然遊歩道の丸太階段、山地災害の復旧工事における浸食防止の木柵工などに県産木材を使用しております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございます。県産木材で家を建てる方たちにもいろんな支援をしていただけたらなというふうにも思つてはいるんですが、県産木材を積極的に利用していくために、県はどんなことに取り組んでおられるのかお示しいただきたいと思います。

○吉良林業課長＝県産木材の利用促進に係る取組につきましては、県では、平成二十九年度から県民協働によります「ふる郷の木づくりプロジェクト」として展開しております。このプロジェクトにおける取組を三つ申し上げますと、一つ目は、木造住宅の新築、それから、住宅や事務所などのリフォームに対する支援を行つております。二つ目は、多くの県民の皆様が利用し、木材の展示

効果が高い店舗などの民間施設の木質化に対する支援でございます。そして三つ目は、地域の自治会等によります公民館などの木造公共施設の整備に対する支援などに取り組んでおります。

また、令和四年度からは、建築士、木材供給事業者、建築業者等により構成されます「さがの木の建築推進協議会」を設立いたしまして、会員の皆様のスキルアップ研修の開催ですとか、建築物の木造化、木質化に向けた普及啓発活動を実施しております。

以上でございます。

○武藤委員＝御答弁いただいた中に、木造住宅とかリフォームに利用するところにも支援をしている、補助を出しているということをおっしゃったんですが、これ、なかなか、知っている方は知っている、知らない人は知らないというのもありますので、もう少しPRをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉良林業課長＝木造住宅の支援等に対するPRについてでございますが、私どもは、PRを引き続きやっていく必要がございますし、こちらの間接補助事業で団体と一緒に取り組んでやっておりまして、団体と一緒にそちら辺を強化していく必要があると思っております。

以上でございます。

○武藤委員＝よろしくお願ひしておきます。

佐賀県は、「森川海人もりかわかいとプロジェクト」というようなことで、この言葉をよく聞くんですけれども、今後に向けて森林・林業を振興していくために、県では今後どのような取組をしていかれるのかお示しいただきたいと思います。

○吉良林業課長＝森林・林業の振興に向けて今後の取組でございますが、県では、林業生産活動を活性化し、森林資源の循環利用を推進するために、大きく「森も守る」、「人を育てる」、「木をつかう」、この三つを基本理念といたし

まして様々な施策に取り組んでおります。

これまでに申し上げた取組も含めまして、具体的には「森を守る」では、多面的機能を発揮するための森林整備を推進する造林事業ですとか、先ほど申し上げました「サガンスギの森林百年構想」事業の実施。それから、「人を育てる」では、担い手の経営基盤の強化、新たな担い手の確保、育成を図るための「さがの林業再生プロジェクト」の実施。「木をつかう」では、木材の供給体制の強化や、県産木材の利用拡大を図るために、これも先ほど申し上げました「ふる郷の木づかいプロジェクト」の実施などを展開しているところでございます。

こうした取組を今後とも深めていく必要もございますし、そして、「サガンスギ」の植え替えや林業の担い手対策、木材の出口対策、こういった施策を一括的に取り組むことによりまして、木を伐つて使う、伐つたところにはまた植えて、育てて、また伐ると、そういう森林自然の循環利用を進めまして、持続可能な佐賀の林業を築いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝循環利用は、とても大事なことだと思いますので、皆様方の一層の御努力をお願いしたいと思っております。

次に進みます。国営上場地区土地改良事業の再整備についてです。

佐賀県は、先頃、政府に対して国営上場地区土地改良事業の再整備について、要請、提案を行つておられます。そのことについて質問いたします。

かつて行われた国営上場土地改良事業は、上場台地の厳しい営農状況を何とかよくしたいということで行われたとのことです。

上場台地は、佐賀県北西部、東松浦半島の大部分を占める標高百メートルから二百メートルの台地です。かつては水源に乏しく、日照りが少しでも続くと干ばつとなり、赤茶けた農地では作物にも限りがあるということで、当時の農業者の多くは御苦労されていましたとお聞きしています。その後、「上場に水を」と

いうスローガンで、かつて行われた上場土地改良事業ですが、まずはそのことからお聞きしたいと思います。

その当時、昭和から平成にかけて行われた上場土地改良事業は、どういった目的で実施されたんでしょうか。

○森農地整備課長＝唐津市、玄海町に位置します上場台地において農業振興を

図る上で、先ほど委員からも話がございました水、それから土、生産条件の悪い農地ですけれども、それと道が課題となつておりました。これら課題を解決するため国営上場土地改良事業は、昭和四十八年度から平成十四年度にかけ、農業生産性の向上や農業経営の安定・合理化などにより、農業・農村の振興を図るため、約五千二百ヘクタールの農地を受益とし、安定した農業用水を供給する基幹的な農業水利施設の整備、経営規模を拡大するための農地の造成や農道の整備が実施されたところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝五千二百ヘクタールの土地に水を引き、道をきれいにし、そういふた土地改良をやつたということなんですね。

実施した事業費は幾らだつたんでしょうか。そして、その負担割合はどのようになつてているんでしょうか。

○森農地整備課長＝国営事業は、上場一期地区と上場二期地区に分けて実施されております。上場一期地区では、四カ所の農業用ダムや農業用水を農地へ送るパイプライン、農地の造成、農道の整備が実施されております。上場二期地区では、一カ所のダムが整備されたところでございます。

その費用と負担についてですが、上場一期地区では、総事業費が七百四十六億円、負担割合は、ダムやパイプライン、農道が、国六〇%、県三〇%、市町一〇%。事業期間中の昭和五十一年度以降の負担割合は、国営事業の促進を図るため、国の財源が一般会計から特別会計に振り替えられ、負担割合は、国が

五八%、県が三一・五%、市町が一〇・五%に改正されております。一方、農地造成では、国が七五%、県が一七%、土地改良区八%、同様に昭和五十一年度以降は、国が七四%、県一七・六%、土地改良区八・四%となつております。上場二期地区、ダムですけれども、総事業費が約三百六十億円、負担割合は、国が七〇%、県が三〇%となつております。

これら二つの地区の負担額は、合計で県が約四百三十五億円、市町が約百四十億円、土地改良区が、農家負担に当たりますけれども、国や県の償還助成により約九億円の負担軽減が図られまして、結果約三十六億円となつております。なお、土地改良区の負担につきましては、平成二十九年度に国への償還が終わっているところでございます。

以上、お答えします。

○武藤委員＝ありがとうございました。第一期、第二期合わせて約千百六億円使われたということで、事業の内容によつては、国、県、市町の負担割合は少しずつ違つておりますけれども、全体的に県が四百三十五億円、そして市町が百四十億円、土地改良区が三十六億円ということになつていて、償還は終わつたというふうにお答えいただきました。

市町のほかの土地改良区の三十六億円という中に、農家負担も一部含まれているわけで、二分の一、二分の一ぐらいでやつておられるかもしれないんですけど、結構大変な額だつたと思うんですね。でも、自分たちの農地をよくしていきたいという思いで償還されていったと思うんですけど、その事業の実施によつてどういった効果があつたとお思いでしょうか。

○森農地整備課長＝国営事業が行われたことで農地の生産条件が飛躍的に向上しております。機械化による農作業の省力化をはじめ、農業者のたゆまぬ努力もありまして、タマネギ等の畑作物の作付拡大や、イチゴやハウスみかんなどの作付が導入されるなど、本県農業の重要な拠点となつております。

また、農道の整備につきましては、農産物等の輸送効率化とあわせ、生活道路としての利便性も向上しまして地域の活性化にもつながっているところでございます。

このボテンシャルを生かしまして、「さが園芸888運動」の取組では、唐津市へかんきつの栽培で農業法人が参入、玄海町ではイチゴの園芸団地の整備が進み、このほかにもカンショの作付が広がるなどの成果が生まれているところでございます。

以上、お答えします。

○武藤委員＝御答弁ありがとうございます。上場の土地改良事業が始まつてから年度に合わせて、完成年度も合わせてなんんですけど、ちょっとここで佐賀県の統計年鑑から拾い出してみたんですけど、（パネル提示）当時は上場四町といふことで数字が、耕地面積だとか、農業従事者だとか分かりやすく出してくるんですけど、途中から合併したりしたものですから、なかなかちょっと分かりにくくなっています。昭和四十八年というのが第一期が始まつた頃ですけれども、耕地面積は、上場地域でいうと、これ、もちろん唐津の部分も足しているんですけど、三万一千九百三十七ヘクタール、これ、田んぼですね。それから、農業就業人口が一万一千五百七十六人というふうなことになつていました。タマネギの収量は三万五千六百トンということになつています。平成二年に第一期工事が完成し、平成四年に第二期工事に入ったということで、平成十四年に二期工事も終わっているんですけど、それでずっと見ていくと、農業就業人口が減つていて、耕地面積が減つていて、田んぼが減つていてと

いうことで、せっかく力を入れて、この上場地区土地改良事業をしていただいだなんだけれども、こういう状況になつていて、残念なことに農業就業人口が少なくなっているということが分かりました。

○森農地整備課長＝国営事業により整備された基幹的な農業水利施設ですけれども、上場地域に必要な農業用水の約七割を供給してまいりました。これら施設は、市町が国から管理委託を受けまして、土地改良区で操作、運用しているところでございます。

施設自体は、造成後、四十年以上経過するものもありまして、老朽化による突発的な故障などが近年増えてきております。施設の修繕などへの維持管理に係る負担が増大しているところでございます。このため、計画的な施設の補修や更新などにより、施設の機能をしっかりと保全していくことが必要と考えてお

二期工事が終わつたくらいのときには七千七百二十トンというところで上場地区も盛り返しているというふうなこと。

それから、イチゴもここに書いてあるんですけど、その後が品目別の自治体ごとに分かるような統計にはなつていなかつたので、この空白を埋めるしかな

ります。

一方で、先ほどもボードでありました農業者の高齢化や減少による担い手不足や耕作放棄地の増加、農作物の作付体系の変化など、施設が造成された当時から上場地域の農業は変わつてきている現状がございます。老朽化する施設は単純に更新することではなく、地域農業の将来を見据えて、施設の規模や配置、それから仕様などを見直しまして、維持管理コストの低減を図つていくことが重要と考えております。

以上、お答えします。

○武藤委員＝分かりました。この再整備によつて老朽化したところをよりよく改善していく、あるいは取り換えていくというふうなことも含めて修理を行つていくということだと思いますね。

それから、維持管理コストの低減のためにもというふうなことでおつしやつたんですけど、どんな形になるのか、どんな整備をするのかというのを知りたいと思つておりますので、お願ひいたします。

○森農地整備課長＝今回の再整備では、受益地や農作物の作付変化に合わせまして、上場地区の水は松浦川から取水しておりますが、ここに設置していますポンプ台数の縮減ですか、上場地区の各所に配置しております揚水ポンプのモーターを省エネタイプへ更新したりですとか、既存の揚水ポンプの小型化、小水力発電施設の整備などが計画されており、施設を操作、運用していく土地改良区の維持管理費が低減されるような内容となつております。

なお、具体的に再整備される施設は、松浦川の揚水ポンプほか十二カ所のポンプの整備、ダム五カ所や農業用水を貯留するファームポンド二十八カ所等の老朽化対策、パイプラインの弁類等の補修、更新、それと先ほど申しました小水力発電施設等の整備などが計画されております。

以上、お答えします。

○武藤委員＝それだけの施設整備を行おうとしたら随分お金がかかるんじやないかと思うんですけども、大体どれぐらいを見越しておられるのか、分かりましたらお知らせください。

○森農地整備課長＝今、国のはうで調査が進められておりますが、国のはうからは、再整備に要する事業費は約二百億円、これは県や市町の負担の対象となる事業費でございます。そう伺つております。この事業費を基に算出した負担金は、国が百三十二億円、県が約五十一億円、地元、これは市町と土地改良区ですけれども、これが約十六億円となる見込みでございます。

なお、地元負担につきましては、唐津市と玄海町、それと土地改良区との間で、ダム等の基幹水利施設については市町が全額を負担、ファームポンドは市町が六%、土地改良区が二%、パイプラインの弁類等の整備につきましては市町が四%、土地改良が四%とすることで協議が進められていると伺つております。

以上、お答えします。

○武藤委員＝御答弁ありがとうございます。今回、要請をされて、そして、それがいつ頃採択になつて、もし事業を始めるとしたらいつ頃を予定しておられるんでしようか。

○森農地整備課長＝スケジュールの御質問だと思いますが、国営事業については、国のはうでさらに調査が進められまして、土地改良法の手続を来年の九月ぐらいから進められます。順調にいきますと令和九年度から工事の着工ということ、そういうふたスケジュールで進められるということで伺つております。

以上、お答えいたしました。

○武藤委員＝もちろん、地元に対する説明をきちっとしていただきたいんですけれども、そういうふたことも含めて県はどのように臨んでいかれるでしょうか。

○森農地整備課長＝県の取組ということですが、上場農業のポテンシャルを最

大限に生かしまして、佐賀県農業の持続的な発展につなげていくためには、上場地域の基幹的な農業水利施設の再整備は、必要不可欠なものと考えております。このため県では、上場地域の農業の将来像の実現に向けまして、土地改良区や市町等と一体となって国営事業の再整備が計画どおり着手されまして進みますよう、今後も国へしっかりと働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝どうもありがとうございました。本当にたばこしかとれなかつた土地が、今のようにハウスみかんとか、イチゴとか、タマネギとかもできるようになつたり、農業がやりやすくなつた、水が来るようになつたということでお喜んでもおられる方たちのこれから期待にも応えていただけたらというふうに思つています。何とか就業者を増やしていくかないと大変になつてくると思いますので、そのところ、よろしくお願ひしておきます。

○弘川委員長＝暫時休憩します。十四時五十分をめどに委員会を再開いたします。

午後二時三十一分 休憩

午後二時五十分 開議

○弘川委員長＝「ここにちは。自由民主党ネクストさがの石倉でござります。三項目にわたつて質問しますので、明快な答えをよろしくお願ひいたします。」

○石倉委員＝「ここにちは。自由民主党ネクストさがの石倉でござります。三項目にわたつて質問しますので、明快な答えをよろしくお願ひいたします。」

まず、ものづくり産業の振興についてお尋ねをいたします。

ものづくり産業は、県内総生産の約四分の一を占める県内産業を牽引する産業であり、県内経済のさらなる成長のためには、ものづくり産業の振興は重要であります。

私の地元の江北町にも株式会社SUMCOやイイダ靴下株式会社の製造拠点があり、経済、雇用などの多岐にわたり地元を支えてこられております。そのため、これからも、ものづくり産業が県内産業を牽引していくために、県内企業が必要な人材育成、確保に努めながら、時代に即した新たな挑戦をしていくことが重要であると思います。

また、佐賀県には、シンクロトロン光研究センターという高度な設備を有する施設もあることから、このような施設も有効活用し、そして、様々な声に耳を傾けながら、必要な支援を積極的に行っていくべきと考えます。

県は、これまで人材確保やものづくり企業に対する様々な支援策などを適時実施しておりますが、人口減少、原材料費の高騰など、県内企業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しております。将来を見据えた対策は、時期を逃さず実施していくことが大切であると思います。

県内のものづくり企業の成長を後押しする取組の中で、これまでの取組及び成果についてお聞きをいたします。

県では、ものづくり企業の新製品や新技術開発などに関わる経費を補助する

など、ものづくり企業が時代に合った企業経営や生産活動を持続的に取り組めるように進めてこられたと聞いております。これまでにどのような支援を行い、どのような事例が生まれておるのか、川原ものづくり産業課長にお聞きをいたします。

○川原ものづくり産業課長＝「県では、県内ものづくり企業の成長を後押しするために、新技術や新製品の開発、生産性改善、販路拡大など、前向きな取組を支援してまいりました。その内容は、補助金での支援にとどまらず、佐賀県産業イノベーションセンターの専門職員や商工会議所等の指導員が現場に入り、生産工程の改善やデジタル化を助言し、継続的に伴走支援をしているところでございます。」

そして、こうした支援を通じ、具体的な成果も生まれております。具体例を申し上げますと、磁器製造販売会社では、火加減の調整なしで白米を炊ける鍋を開発され、イノベーションセンターの支援により特許を取得されております。また、食品容器の製造会社では、佐賀県産大麦を活用され、原料生産から醸造まで全工程を県内で完結するクラフトビールを開発されました。また、ある窯元では、窯業技術センターの特許技術を活用し、偽造防止マーク付きの磁器を開発し、販路拡大につなげられました。さらに、こういった支援は一度きりではなく、事業の進行中に新たな課題が見つかれば、その後も専門職員が伴走し、解決に向けた支援を続けております。

また、試験研究機関も活用されております。九州唯一のシンクロトロン光施設であります九州シンクロトロン光研究センターでは、半導体用シリコン基板表面の分析、また、医療用検査機器の部品開発など、先端技術の研究に貢献されております。

このほか、今年四月に米国の関税措置が表明された際には、企業から不安の声が寄せられたことを受けまして、六月補正予算で事業の多角化を支援する措

置をいち早く講じたところでござります。

以上、お答えいたします。

○石倉委員||それでは次に、今後の取組についてお尋ねをいたします。

ものづくり企業の成長の後押しをするため、今後、どのように取り組んでいかれるのか。

また、大きな一番ですが、ものづくり産業の人材育成、確保についてお伺いをいたします。

企業の挑戦の後押しとともに、企業の人材育成、確保対策にも必要な支援をしていく必要があると考えます。人材育成、確保策について幾つかお尋ねをいたします。

○川原ものづくり産業課長||ものづくり企業の成長を後押しするための今後の取組についてお聞かせください。

これまで支援してきた企業には定期的に訪問いたしまして、継続的なフォローを行っているところでございます。また、成功事例は県内のほかの企業にも共有し、参考にしてもらうため、オンラインを活用した事例発表会なども実施してきたところでございます。

また、補助制度につきましては、企業ニーズに応じて上限額を見直すなど、必要な改定をその都度行つてまいりました。

さらに、関税措置など突発的な事象が発生した際には、いち早く必要な措置、必要な支援を講じてまいりました。今後も企業のニーズを的確に把握し、制度の検証を重ねながら、必要な支援を時期を逃さず積極的に実施するなど、ものづくり産業の競争力強化を図つていきたいと考えております。

以上でございます。

○石倉委員||ダブると思いますが、大きな一番目のものづくり産業の人材育成、確保についてのお尋ねをもう一回します。

企業の挑戦の後押しとともに、企業の人材育成、確保対策にも必要な支援をしていく必要があると考えます。人材育成、確保策について幾つかお尋ねをいたします。

一点目は、溶接技術の向上についてお聞きをいたします。

溶接は、机の椅子といった身の回りのものから車やビルといった構造物に至るまで、ものづくりの根幹をなす技術であります。ものづくりの盛んな佐賀県において、この技術を将来にわたって承継していくことは非常に重要であり、これまで溶接技術の向上、溶接人材の確保に向け、どのように取り組んできたのか。

続いて、ものづくり技術についてお伺いいたします。

産業人材の確保に向けて、高校生の県内就職促進などに力を入れるとともに、小学生や中学生といった次世代を担う子供たちに、佐賀のものづくりの楽しさを伝えていくことも、将来にわたった人材確保につながっていくと思います。

県では、これまでのスゴフェスタを開催し、ものづくりへの興味、関心を高めてこられました。これまでの開催実績や参加者からどのような声があつたのか。また、今後、どのように取り組んでいくのか、川原ものづくり産業課長にお尋ねをいたします。

○川原ものづくり産業課長||まず、溶接技術の向上につきましてお答えをさせていただきます。

溶接技術は、ものづくりの根幹をなす大切な技術でございます。一説によりますと、起源は弥生時代にまで遡るとされ、時代とともに進化し、人々の生活を支える基盤となつてまいりました。本県のものづくり産業のためには、こうした技術を将来にわたって受け継いでいくことが極めて重要であると考えております。

そのため県では、一般社団法人佐賀県溶接協会と連携しまして、講習会や競

技会を開催し、高校生や社会人の技術向上に取り組んでまいりました。また、令和二年度からは全国初の取組として女子溶接技術競技会を開催し、女性技術者の育成と技術力向上も進めてまいりました。さらに、小中学生に技術の価値を伝えるため、VR機器を活用したバーチャル溶接体験の機会も設けてまいりました。

様々な分野で人材が不足する中、県では、現場で活躍する技術者の技術力向上や、外国人材、女性技術者など、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めてまいりました。そして、次世代の人材育成にも注力してきました。今後もううした取組を継続してまいります。

次に、ものスゴフェスタにつきましてお答えをさせていただきます。

「SAGAものスゴフェスタ」は、子供たちがものづくりの技術に触れ、関心を高めるとともに、保護者など多くの方々に県内企業を知つてもらうことで将来的な人材確保につながっていくことを目的としております。平成二十七年度から開催しております、今年度で十一年目を迎えました。

毎年、多くの方に御来場いただきしております、SAGAアリーナで開催するようになつた「ものスゴフェスタ9」からは、一日一万人以上が御来場いただき、百を超える企業、団体から御出展いただき、県内最大のものづくりイベントとなつております。

ことし八月に開催しました「ものスゴフェスタ11」では、県内企業、団体に初めてフェスタへの協賛を呼びかけましたところ、約二十の企業、団体様から御協賛をいただきました。このような協賛金も有効に活用しまして、今回からアプリによる予約制や有料のワークショップを導入いたしまして、来場者からは、「予約制で安心して体験ができた」ですか、「子供がものづくりに興味を持った」、「体験で将来の夢が変わった」などの声が寄せられ、満足度は九五%に達しました。

また、出展された企業からもお声を頂戴しております、「自社や製品を知つてもらうよい機会になつた」ですか、「アプリのおかげで対応がスムーズになつた」、「こういった好意的な意見が多く寄せられたところでございます」。今後も、県内企業、団体と連携しまして、子供たちの興味をさらに高め、将来のものづくり人材の確保に向け、取組を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○石倉委員＝川原課長、ありがとうございました。あなたたちが種をまいていたくことが非常に大事だと思いますし、六千五百万円の県単費用プラスの協賛企業からの協賛金を含めた中で、将来的に子供たちがしっかりとポテンシャルを持って佐賀県で定着し、イノベーション技術を取得するように今後とも御尽力をいただければ大変ありがたいと思います。

そこで最後に、ものづくり産業に対する部長の思いについてお尋ねいたしました。

私は、これからも県内のものづくり企業には時代の潮流を見て果敢に挑戦を続けてほしいし、ものづくりに興味、関心を持つ子供たちが、将来、県内のものづくり産業で活躍することが、知事が信念としている世界に誇れる佐賀づくりにつながっていくと思います。

ものづくり産業の今後について部長の思いをお伺いいたします。

○井手産業労働部長＝私の思いということで、歴史的に見ても、そして今も、ものづくりは佐賀県の誇りです。先日、佐賀市で開催された「反射炉まつり」に参加しましたが、カノン砲の祝砲を耳で聞き、その轟音を体で受け止めたときに、受け継がれてきた技術の重さを改めて実感しました。

さらに、先月の溶接技術競技会と女子溶接技術競技会では、選手たちがひたむきに競技に挑む姿に人材育成の重要性を強く感じました。この思いは、ものづくりの即戦力人材を育成する県立産業技術学院でも常に抱いている思いです。

今、佐賀県には多様なものづくり企業が、高い技術力で事業を展開し、技術者をはじめ、そこで働く多くの人々が、その力を支えています。一方で物価高や人材不足などの課題にも直面しております。

私のミッションは、こうした課題に向き合いながら、県政の柱である「人を大切に」を形にし、佐賀の今と未来に向けて、ものづくり産業を盛り上げること。そして、事業者の皆さん方が果敢に挑戦できるよう、必要な施策を打つことだと考えております。

そのためには、資料や数字だけでは見えない現場の声として、例えば、佐賀県工業技術連合会をはじめ、県内事業者の皆さんや働く人々の意見を参考に、より効果的な施策に取り組んでまいります。佐賀県のものづくりを次の時代へつなげるため、注力していきます。

私からは、以上です。

○石倉委員＝井手部長、ありがとうございました。県民の皆さん方が、ものづくりに対してモチベーションをしっかりと持つていただくこと、県民の皆さんにコミットしていただきことも大事だと思いますので、今後とも、佐賀のものづくり産業に対する御支援をよろしくお願いたいと思います。

それでは一番目に、果樹の振興についてお尋ねをいたします。

本県では、温暖な気候や肥沃な土壤などの恵まれた自然条件を生かして、米、麦、大豆を組み合わせた生産性の高い水田農業や、野菜や果樹といった収益性の高い園芸作物などの生産が行われております。

果樹は、中山間地域の重要な品目であり、ピーク時の昭和五十年には、県内では一万四千三百ヘクタールでミカンが栽培されておりました。有明海を眼下に望む太良や鹿島では、昔から露地ミカンの主産地として盛んにミカン栽培が行われてきました。これらの地域のミカン栽培は、その生産活動を通じて中山間地域の農地保全に寄与してきたところであります。園地が適切に管理されて

いることで、山の栄養分は川を通じて海に運ばれ、日本一である有明海のノリ養殖を支える豊かな海を育んできました。

こうした中、露地ミカンの生産者は高齢化が進み、人手不足や生産資材価格の高まりなどもあって、果樹経営を断念され、産地では耕作放棄地となつた園地も見られるようになってきております。

しかしながら、近年、ミカンの販売価格が安定して高い状況で推移しており、荒廃園地を生み出さないため、新規就農者の確保や既存農家の経営規模の拡大などを図ついくには、よい環境が訪れていると私は考えています。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

露地ミカンの生産状況の中で、一点目は、露地ミカンの生産農家数についてお聞きいたします。

露地ミカンの生産農家数は、十年前と比較してどのようになっているのか。

二点目は、露地ミカンの栽培面積についてお尋ねをいたします。

栽培面積は、十年前と比較してどのようになっているのか、田川園芸農産課長にお聞きをいたします。

○田川園芸農産課長＝露地ミカンの生産状況についてですが、まず、生産農家数からお答えをいたします。

生産農家数につきましては、国の統計データがないため、JAグループ佐賀の直近のデータでお答えいたします。それを見ますと、露地ミカンの生産農家数は、令和六年度は千二百三十戸となつておりまして、十年前である平成二十六年度の千八百七十一戸と比較しますと、六百四十一戸減少しているところでございます。

また、露地ミカンの栽培面積についてでございます。

こちらについては国の統計データがありますので、それをもつてお答えをいたします。露地ミカンの栽培面積につきましては、令和六年度千四百八十六ヘ

クタールとなつておりますて、十年前である平成二十六年度の一千三百十五ヘクタールと比較しますと八百二十九ヘクタール減少しているところでござります。

以上、お答えいたします。

○石倉委員＝次に、大きな二番目ですが、露地ミカンの栽培面積の維持拡大に向けた対策についてお聞きをいたします。

露地ミカンの栽培面積を維持拡大するためには、担い手の確保や既存生産者の規模拡大を進めていく取組が必要だと考えますが、県は、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長＝露地ミカンの栽培面積の維持拡大に向けましては、現在、市町やJAなどとともに展開しております「さが園芸888運動」を通じまして、各地域で整備を進めている園芸団地や、離農等により耕作者が不在となる園地を荒廃園地とすることなく、既存農家の規模拡大や新規収納者の受け皿としていくことが重要だというふうに考えております。

このため、まず、既存農家の規模拡大志向者を増やすことを目的としまして、より省力化が図られる技術や栽培方式等の導入を進めていく必要がございます。具体的には、防除用ドローンなど省力的病害虫防除を可能にする機械の導入でありますとか、シールディング・マルチ栽培や根域制限栽培など、機械の園地への乗り入れを可能にする省力的で品質の高いミカンを生産する栽培方式、それから、作業性の高い園地とするための基盤整備などについて、引き続き国の事業や「さが園芸888運動」関連事業を活用して支援をしていくこととしております。

次に、数多くの新規就農者を確保していくためとして、産地において高い栽培技術等を有する生産者の方にトレーナーになつていただいて、その下で経営や栽培技術を学ぶ研修体制の整備や、その充実でありますとか、今後、

離農予定である園地をリスト化しまして、新規就農者などに円滑に園地を継承できる仕組みづくりを推進しているところでございます。

こうした動きを受けまして、県内で最大の露地ミカン産地であります太良町におきましては、産地の維持発展を目的としまして、多くの新規就農者を確保していくため、市町や県、JAはもとよりでございますが、JA系統と、それ以外の農家の方々も参画されまして、これからのミカン振興を考える会ということで地域での話し合いが具体的に進められているところでございます。県としても、関係団体と連携して、こうした取組が形になつていくよう、しっかりと支援していきたいと考えております。

それから、委員に御指摘いただきましたミカンの単価が堅調に推移していることでありますとか、園地を継承した者につきましては、早期に所得を得られることなどもしっかりと県内外の対象者にPRしながら、今がミカン産地への新規就農者などの絶好の呼び込みの機会と捉えて取組を強化していくといふうふうに考えております。

今後とも、ミカン園地を維持拡大することが、中山間地域の農地を保全し、ひいては豊かな海を守る循環へとつながるということにも思いをはせながら、露地ミカンをはじめとする果樹生産の振興に生産者や市町、JAなど関係者と一体となつて取り組んでまいります。

以上です。

○石倉委員＝ありがとうございます。今、田川課長が言つていただいたように、有明海再生、山、川、海に対して、果樹園 자체が大事な役割を持っている。だから、ぜひ安定した生活や収穫、収量、こういうことを県が率先してPRすることによって、888運動を後押しすることにもなるし、有明海にも大変い結果が出てくるし、生産者が出てくるということは、後継者の確保もできるということになりますから、総合的に佐賀県としてミカンの果樹園芸について

は、しっかりと取り組むようにぜひお願いをいたしたいと思います。

よかつたら部長さん、一言お願いたします。

○島内農林水産部長＝森、川、海のつながりを持つてという御質問だったかと思ひます。佐賀県におきましては、全ての人々が恩恵を受けている源流である森を大切にするため、「森川海人プロジェクト」に取り組んでおります。これは、ただ単に森、川、海を守るだけではなくて、先ほど委員が申されましたとおり、中山間地域で果樹園をすることによって、その肥料分、栄養分が川に流れて海を豊かにするというようなことも含めまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

私からは、以上です。

○石倉委員＝よろしくお願ひいたします。

次に、ノリ養殖の安定生産に向けた取組についてお尋ねをいたしますけれども、後ろの県庁の方にも勉強していただきたいということで、このパネルを作りました。（パネルを示す）ここが塩田川です、六角川、早津江川に筑後川、これが佐賀空港です。平和揚、国造干拓、ここに佐賀市の浄化センターがござります。ここに今、秋芽ノリ網が張られている。これが大体二十七万枚、戸数が六百戸ですから、一戸当たり大体四百五十枚のノリ網を張られておると。同じところで秋芽から冷凍に変わるわけです。

そういう中につって、今、施肥を一生懸命していただきて、横尾課長を中心に、県、漁協、有明水産振興センターが頑張つてしていただいた結果、いくらか、こちら辺の川沿い、塩田川とか六角川とか、それから佐賀市の浄化センターの下流とか、こういうところが栄養塩の五から七とか、こういうところにきておると。栄養塩が六から七ぐらいあつたら、佐賀のりが出てくるというような状況です。

今、こういう有明海の状況ですが、毎年、この状況が繰り返していて一つの

ノリの産業として作付をされておるということを頭に置いていただきながら、私の質問を聞いていただければ大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ノリの安定生産に向けた取組についてお尋ねをいたします。
有明海の基幹産業であるノリ養殖は、令和四年度以降、三年連続で赤潮や少雨に伴う栄養塩不足により、全域で色々ち被害が発生しております。今漁期は、高水温により過去最も遅い種つけとなり、現在の海況は、雨が少なく栄養塩が少ない状況となつておりますが、漁業者の皆さんのはんぱな努力により、十二月五日頃より一番ノリの摘採を開始されたと聞いております。

このような状況を見て、佐賀の誇りである佐賀のりの漁業者が安心して生産していくためには、高水温や栄養塩不足といった近年の養殖環境の変化に対応した取組が重要であると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

近年のノリ養殖の生産状況についてですが、生産枚数についてお聞きをいたします。令和四年から令和六年までのノリ養殖の生産枚数はどうなつてているのか。

次に、生産金額についてお尋ねをいたします。

令和四年から令和六年までのノリ養殖の生産金額はどうなつてているのか。

三点目は、不漁の原因についてお伺いをいたします。

令和四年度から令和六年度までのノリ養殖の不漁の原因はどうなつているのか、横尾水産課長に御答弁を求めます。

○横尾水産課長＝生産枚数につきましては、令和四年度が約九・一億枚、令和五年度が約九・九億枚、令和六年度が約九・六億枚であり、この三年間は、それより前の過去十年間の平均値約十八・一億枚と比較して約五割程度となつておきます。

次に、生産金額につきましては、令和四年度が約百六十八億円、令和五年度が約二百二十三億円、令和六年度が約二百三十三億円であり、令和四年度が過去十年間の平均値約二百二十五億円と比較して約七割、令和五、六年度が同程度となつております。

この三年間を見ますと、生産金額については、近年の全国的なノリ不足の影響により単価が上昇したため、平年並みとなつておりますが、生産枚数については、三年連続で十億枚を下回る不漁となつております。

この不漁の要因は、例年なく赤潮が長期的に発生したことに加え、令和四年度と令和五年度は漁期の前半、令和六年度は漁期の後半に極端に少雨となるなど、赤潮の長期化と少雨が重なるという過去にない状況となつたためと考えております。

以上、お答えします。

○石倉委員＝ありがとうございます。

それでは次に、今年度のノリ養殖の経過についてお伺いをいたします。

今年度のこれまでの養殖の経過はどうなつてているのか、お願ひいたします。

○横尾水産課長＝今年度の今漁期の状況ですが、今漁期の種つけは、高水温の影響で、これまで最も遅い十一月三日から開始されましたが、時期を遅らせることで水温も下がつたことから順調に終了しております。

その後、珪藻赤潮は発生していないものの、少雨の影響により栄養塩が少ない状況が継続していますが、現在、漁業者の皆様は、十二月十五日が初入札になります。ここに向けて良質なノリが生産されるよう、懸命な養殖管理をされているというところです。

直近の情報によりますと、先ほど委員からお話しいただきましたように、全地区で摘み採り作業が始まつておりまして、良質のノリが取れていますというふうに聞いております。

以上でございます。

○石倉委員＝なかなか厳しいよね。でも、何とかここを乗り切らんというと、できれば「佐賀海苔®有明海一番」を久しぶりにぜひ見たいなと思いますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願ひいたします。

次に、サルボウの増殖についてお聞きをいたします。

赤潮の発生を抑制するためには、赤潮の原因プランクトンを捕食する一枚貝が重要であると思いますが、近年の頻発する豪雨による低塩分化などの影響により、特に資源量が多かつたサルボウが激減している状況であります。このため、サルボウを早急に増やすことが必要と考えます。

県では、サルボウの種苗放流や採苗器の設置、生息環境の改善に取り組まれると聞いておりますが、次の点についてお伺いをいたします。

まず、種苗放流についてですが、サルボウの種苗放流の取組状況はどうなつているのかお尋ねをいたします。

次に、採苗器の設置についてですが、サルボウの採苗器の設置の取組状況はどうなつてているのかお伺いをいたします。

次に、生息環境の改善についてお伺いいたします。

サルボウの生息環境の改善の取組状況はどのようになつてているのか、横尾水産課長にお尋ねをいたします。

○横尾水産課長＝サルボウの増殖についてお答えいたします。

サルボウを増やすためには、サルボウそのものを増やすための放流、それから、放流したサルボウがその後生き残るように、採苗器の設置や生息環境の改善が重要でございます。

まず、サルボウの種苗放流につきましては、令和四年度から取り組んでおりまして、今年度は十二月一日に殻長一～十ミリメートルの稚貝三百十四万個を、豪雨の影響が少ない西南部地区を中心に放流しております。

また、採苗器の設置につきましては、近年の調査結果によりまして、卵から生まれた浮遊幼生が増殖傾向にあることから、この浮遊幼生を効率的に付着させる採苗器を生息環境のよい場所にたくさん設置することとしております。

このため県では、効果的な採苗に向けて、今年度、五万五千本を試験的に設置しており、一方、有明海漁協でも、今年度、国の有明海再生加速化対策交付金というものがでけておりますので、これを活用して採苗器二万三千本を設置されております。漁業者の方々、県、漁協が一緒になって採苗器の数を増やす取組を行つておられます。

それから、生息環境の改善についてですが、現在、底質改善を目的とした大規模な海底耕うんに取り組んでおりまして、今年度も有明海全域で千五百ヘクタール規模で実施したところでございます。

以上でございます。

○石倉委員＝次に、赤潮などの海況予測についてお聞きをいたします。

色落ち被害を軽減するためには、赤潮の発生や発生後の動きを予測し、栄養管理に活用することが重要と考えますが、取組状況はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○横尾水産課長＝赤潮等の海況を高精度に予測するため、令和六年度から九州

大学等と連携しながら、赤潮の動きや水温、塩分などの海況を高精度に予測できる海況予測システムの開発に取り組んでおります。

赤潮の予測については、現在、予測に必要なプランクトンの種類や、その種類ごとの増殖に関する基礎的なデータの蓄積及び解析を進めており、早期の開発を目指しているところでございます。

なお、水温、塩分、潮位の予測システムについては、開発が進んだことから、既に漁業者の方々に情報を提供しており、養殖開始時期の検討やノリ網の水位調整などの管理に活用されております。

以上でございます。

○石倉委員＝それでは次に、栄養塩の添加についてお尋ねをいたします。施肥ですね。

雨による栄養塩の供給が望めない場合、栄養塩の添加が重要と考えますが、取組状況についてどのようになっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○横尾水産課長＝栄養塩が少ない場合には、窒素成分を直接海水中に添加する施肥が有効であり、学識経験者や有明海漁協、ノリ養殖漁業者の代表、県で構成される協議会が定めた施肥の実施基準に基づいて必要最小限で行われています。

今漁期については、ノリの色調や赤潮プランクトンの発生状況等を詳細に調査し、先ほどお答えした協議会で実施の可否を協議した上で、十一月十六日から実施されています。ノリの色調が回復したなどの一定の効果というものが確認をされております。

以上でございます。

○石倉委員＝それでは次に、今漁期の生産対策についてお伺いをいたします。今漁期のこれから生産対策について、どのように取り組んでいくのかお聞かせを願いたいと思います。

○横尾水産課長＝現在、少雨により栄養は少ない状況であるものの、漁業者の皆さんは、一枚でも多く良質なノリが取れるよう、養殖管理の徹底等、懸命に努力されているところでございます。

県としては、効果的な施肥の実施や最適な冷凍網の張り込み時期の設定がなされるように、漁業者の皆さんに対し、海況や病気の発生状況等の情報提供に努め、有明海漁協と連携し、漁業者の皆さんの頑張りを支えていきます。

以上でございます。

○石倉委員＝横尾課長、有明水産振興センター、大変御努力をしていただき

おるのは分かります。特に、有明海は通常ではノリで二百三十億円、福岡県が百八十億円ぐらいだったと思います、熊本県は百三十億円、トータルしたら五百億円を超える、五百二、三十億円。それと魚介類で六十億円から七十億円。六百億円ぐらいの売り上げがある。これは一つの企業ですよね。ここをしつかりと守り育てるということが、我々議員、政治家としての使命でもあります。二百三十億円を地元で生活されている六百戸で割つたら、一戸当たり三千五百万円から四千万円ぐらいの売り上げですね。でも、今、システム船なんかは八千万円から一億円というふうな非常に高価な船です。生産と回収と売り上げ、こういうところが連携して安定した生活ができるように、生産体制もそうだけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、今後の取組についてお尋ねをいたします。

気候変動の影響による近年の養殖環境の変化を踏まえて、ノリ養殖の安定生産に向けて今後どのように取り組んでいくのか、横尾課長にしつかり御答弁をお願いしたい。

○横尾水産課長＝気候変動の影響による環境変化は、今後も続くと考えられ、さらなる水温上昇に伴う漁期の短縮や、少雨等による栄養塩不足が想定されることから、ノリの安定生産のためには、気候変動を踏まえた対策が必要と考えております。

まず、高水温対策としては、佐賀大学等と連携し、ノリの遺伝子解析技術を活用することで、高水温に対応可能なノリの新品種の開発を進めることとしております。

さらに、栄養塩不足の対策としては、ノリに直接栄養剤を添加し、色調を維持する技術開発の実証に加え、サルボウなどの二枚貝の増殖対策にも引き続き取り組むこととしております。

今後とも、漁協や国、大学等との連携をさらに強め、漁業者の方々が将来に

わたくて安心してノリ養殖を営めるよう、ノリの安定生産に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○石倉委員＝ありがとうございます。横尾課長とも何回となくお話をしたことはあるんですけども、シンクロトロンなんかもうまいとこ活用したらイノベーションができるんじやないのと。これはシンクロトロンの所長さんもそういうふうな考え方を持つておられるから、せっかくいいものがあるんだから、ぜひそこも利用しながら、一番悩んでおられる生産者の方が、トータルで安心してノリ養殖ができるような環境づくりに今後とも総力を挙げて取り組んでいただければ大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げて、質問を終わります。

○弘川委員長＝これで質疑を終了いたします。
暫時休憩します。

午後二時三十四分 休憩

午後三時三十八分 開議

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長＝委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあつておりません。討論はないものと認めます。よつて、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○弘川委員長＝まず、甲第四十六号議案「令和七年度一般会計補正予算（第五号）」中本委員会関係分を採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長＝起立者多数と認めます。よつて、甲第四十六号議案中本委員会関係分は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十七号議案、乙第七十号議案、乙第七十三号議案、乙第七十五号議案、乙第八十二号議案、及び乙第八十五号議案、以上六件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長＝全員起立と認めます。よつて、以上六件の議案は原案のとおり可決されました。

○ 繼 続 審 査

○弘川委員長＝最後に、九月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について
一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○弘川委員長＝御異議なしと認めます。よつて、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行なうことに御承認を願つておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。

午後三時四十分 閉会

速記者 石川裕子